

アメリカの人身取引対策に関する法整備の現状

—捜査及び訴追を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 中川 かおり

目 次

はじめに

I アメリカの人身取引

- 1 アメリカの人身取引の特徴及び捜査・訴追の課題
- 2 人身取引被害者保護法の改正経緯

II 捜査及び訴追の過程で用いられる主な規定

- 1 職種や省庁を横断する体制等
- 2 主な刑罰規定—合衆国法典第 18 編第 77 章、同編第 117 章—
- 3 公職にある者による人身取引
- 4 性犯罪への取組
- 5 インターネット広告の処罰
- 6 被害者への補償
- 7 「被害者化」への対応

おわりに

翻訳：捜査及び訴追に関連する人身取引対策規定（2019年7月25日現在）

キーワード：2000年人身取引被害者保護法、プロバイダ、損害填補、被害者化

要 旨

世界のあらゆる場所で、社会的に脆弱な地位にある人が、人身取引の被害者となっている。アメリカでも同様に、2000年の国際組織犯罪条約人身取引補足議定書の採択と同年に、近年の人身取引対策の基礎となる法律を制定し、積極的な取組を行ってきた。

人身取引の捜査及び訴追の難しさは、被害者の特定困難、捜査手法の制約、証人獲得の困難等、多様である。そのため、職種や省庁を横断する体制等、刑罰規定の充実、公職にある者の人身取引対策、性犯罪への取組、インターネット広告の処罰、被害者への補償、「被害者化」への対応等、様々な法整備が行われてきた。

本稿では、アメリカの人身取引の特徴及び課題と、捜査及び訴追の過程で用いられる主な規定について紹介し、その主な規定を、合衆国法典第8編「外国人及び国籍」、第18編「犯罪及び刑事手続」、第22編「外交関係及び交渉」及び第34編「犯罪統制及び法執行」から訳出する。

はじめに

人身取引は、貧困、経済不況、自然災害等の社会の脆弱性を原因として、児童や女性などの社会的な弱者を主たる対象として起こることが多いと国際連合は指摘する⁽¹⁾。さらに、加害者による被害者の移動が加わると、被害者は、家族やコミュニティとの絆を断たれ、言語や文化が違う環境で社会的に孤立するため、被害者の脆弱性は更に高まる。買春や季節労働等への需要も、人身取引を引き起こす原因の1つと考えられる。加害者は、被害者の脆弱性を利用し、また、需要に応じるために、被害者を奴隷労働、強制労働、売春等に従事させ、その過程で、旅券等の没収や被害者の家族に対する加害を行い、被害者への支配を強める。

アメリカは、2000年以降、この問題に積極的に取り組んできた。国際社会で、近年、人身取引が注目を集めたのは、同年の国際連合による国際組織犯罪条約人身取引補足議定書⁽²⁾の採択であるが、この草案を、アルゼンチンと共に提出したのはアメリカであった。そのアメリカでは、同年に2000年人身取引被害者保護法⁽³⁾の制定が行われ、人身取引対策の基礎となった。同法に設けられた、世界各国の人身取引の取組をアメリカが格付けし、報告書（アメリカ国務省

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年4月1日である。

(1) United Nations Office on Drugs and Crime, "An Introduction to Human Trafficking: Vulnerability, Impact and Action", 2008, pp.71-75. <https://www.unodc.org/documents/human-trafficking/An_Introduction_to_Human_Trafficking_-_Background_Paper.pdf>

(2) 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書。この議定書は、厳格な処罰と被害者の保護を有する最初の、包括的な人身取引対策条約とされる。Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, Supplementing the United Nations Convention Against Transnational Organized Crime, G.A.res.55/25, annex II,55 U.N.GAOR Supp. (No.49) at 60, U. N. Doc. A/45/49 (Vol. I) (2001).

(3) Victims of Trafficking and Violence Protection Act of 2000, P.L.106-386. <<https://www.congress.gov/106/plaws/publ386/PLAW-106publ386.pdf>> この法律以前の人身取引対策法制については、中川かおり「米国の人身取引に関する立法動向」『外国の立法』No.220, 2004.5, pp.13-18. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000462_po_022003.pdf?contentNo=1>

『人身取引報告書』⁽⁴⁾として公表する仕組みは、その内容の正当性・公平性に対する疑義は常にありつつも、各国の取組を推進させる何がしかの力となってきたとアメリカは自負する⁽⁵⁾。同法はまた、国内の捜査及び訴追のために、奴隷的労働等に対する処罰を定める合衆国法典第18編第77章の規定の改正・新設を行い、さらに、国内にいる外国人のうち、捜査への協力等の一定の要件を満たす被害者に付与するT査証等の在留資格を新設した⁽⁶⁾。

本稿は、人身取引対策のうち、加害者の捜査・訴追に焦点を当て、まず、アメリカの人身取引の特徴及び捜査・訴追の課題(I)を、次に、捜査及び訴追の過程で用いられる刑罰規定、補償規定等(II)を紹介し、その主な規定を、合衆国法典第8編「外国人及び国籍」、第18編「犯罪及び刑事手続」、第22編「外交関係及び交渉」及び第34編「犯罪統制及び法執行」から訳出する。

なお、アメリカの人身取引対策法には、加害者の捜査及び訴追のほかに、上記の人身取引報告書を含む外交政策や、T査証等の新設を含む人身取引被害者の保護があるが、この2つについては本稿では取り上げない。

I アメリカの人身取引

1 アメリカの人身取引の特徴及び捜査・訴追の課題

アメリカは、人身取引の対象として移送される男性、女性及び児童の被害者にとって、出身地であり、経由地であり、かつ、目的地でもあると報告される⁽⁷⁾。人身取引は、アメリカ国内のあらゆる州において、米国市民及び非市民の両方について起きている。どのような人身取引で被害者になりやすいかは、米国市民とそれ以外の非市民の間で違いがあり、非市民被害者は、労働目的の人身取引が多く、それに対し、米国市民は、成人であると児童であることを問わず、性目的の人身取引において被害者になりやすい⁽⁸⁾。

法執行機関が人身取引犯罪の捜査及び訴追を行う際には、様々な困難がある。

人身取引被害者は、自らが被害者であると認識できず、加害者が恋人であると信じることもあれば、養親の家その他の場所から、加害者と合流するために逃亡することもあり、司法制度において、人身取引の事件を特定することが困難である⁽⁹⁾。また、唯一の証人である被害者が、トラウマや加害者からの報復の恐れのために、捜査及び訴追を支援できないこともしばしば起こる。さらに、法執行職員が用いる捜査手法にも、例えば、取引される対象が物ではなく、人であるために、「泳がせ捜査 (controlled delivery operations)」のような捜査手法を用いることが

(4) 22 U.S.C. § 7106; Department of State, *Trafficking in Persons Report*, June 2019. <<https://www.state.gov/wp-content/uploads/2019/06/2019-Trafficking-in-Persons-Report.pdf>>

(5) “Message from the Ambassador-at-Large,” Department of State, *ibid*; Monti Narayan Datta et.al., “Assessing the Global Slavery Index”, *The SAGE Handbook of Human Trafficking and Modern Day Slavery*, SAGE publishing, 2018, p.38.

(6) 被害者に認められる在留資格には、T査証のほか、継続的な滞在、U査証(一定の犯罪被害者に付与されるもの)その他があり、難民と同一の所得保障、就労支援、住居等を提供される。2005年時点のこれらの詳細は、次の文献を参照。中川かおり「米国の人身取引対策—国内の取組を中心に—」『外国の立法』No.223, 2005.2, pp.56-57. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000421_po_022303.pdf?contentNo=1>

(7) Alison Siskin and Liana Sun Wyler, “Trafficking in Persons: U.S. Policy and Issues for Congress,” *CRS Report*, RL34317, February 19, 2013. p.15. <<https://fas.org/sgp/crs/row/RL34317.pdf>>

(8) *ibid*.

(9) Center for Public Policy Studies et. al., *Immigration Rights of Victims of Human Trafficking*, March 2014, p.1. <<http://www.htcourts.org/wp-content/uploads/Immigration-Rights-of-Victims-of-Human-Trafficking.pdf?InformationCard=Immigration-Rights-Victims-HT>>

できない等の制約がある⁽¹⁰⁾。近年は、インターネット上の人身取引も問題となっているが、これは、加害者が容易に人身取引を行うことができる一方、捜査・訴追が困難である点で、新たな脅威である。

このような困難の結果として、人身取引事件の可能性がある事件であっても、証明しやすい、より軽い犯罪類型の下で、訴追されることがある。加害者の行為が人身取引であると正しく判断されない場合、被害者も、人身取引の被害者として認識されないことが多く、被害者として当然受けるべき様々な保護や支援を受けられないばかりか、犯罪者として訴追の対象となることすらある（「被害者化 (victimization)」）。法執行機関は、捜査及び訴追において、この「被害者化」の問題に意識的である必要がある（II7 参照）。

2 人身取引被害者保護法の改正経緯

アメリカが、2000年に、人身取引対策の核として制定した人身取引被害者保護法⁽¹¹⁾は、捜査及び訴追の関連では、奴隷的労働等に対する処罰を定める合衆国法典第18編第77章の従来からある規定を改正し、新しい条を加えたものである。その後、この法律につき、2003年⁽¹²⁾、2005年⁽¹³⁾、2008年⁽¹⁴⁾、2013年⁽¹⁵⁾、2018年⁽¹⁶⁾に改正及び歳出の再授権が行われてきた。さらに、直近では、上記の2018年の再授権法を含む4つの人身取引対策法⁽¹⁷⁾が2018年12月末から2019年1月初めにかけて成立するなど、継続して立法による取組が行われてきた。

主なものとしては、2003年の改正では、人身取引の被害者に、加害者に対する民事訴訟を提起することを認める条を新設し（II6(2)参照）、2008年の改正では、性目的人身取引につき、成人の被害者に対する暴行等の証明、児童被害者の年齢を知っていたことの証明等の基準を緩和した（II4(1)参照）。また、2013年の改正では、外国人との労働契約の際の旅券等の破壊や取上げ等を処罰する規定を新設し⁽¹⁸⁾、2018年の改正では、被告人から徴収する公課⁽¹⁹⁾を原資とする人身取引被害者基金の期間の延長を行った（II6(4)参照）。

(10) 泳がせ捜査は、通関などで違法な所持品（麻薬など）が発見された場合、その場で所有者を検挙せずに、十分な監視の下でその物品の配送を継続させ、その物品の受取人を見付け出すことを目的とする。Siskin and Wyler, *op.cit.*(7), p.30.

(11) 中川 前掲注(3)

(12) Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2003, P.L.108-193. <<https://www.congress.gov/108/plaws/publ193/PLAW-108publ193.pdf>> 2003年の改正までを含む人身取引対策法の解説・翻訳は、同上。

(13) Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2005, P.L.109-164. <<https://www.congress.gov/109/plaws/publ164/PLAW-109publ164.pdf>>

(14) William Wilberforce Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2008, P.L.110-457. <<https://www.congress.gov/110/plaws/publ457/PLAW-110publ457.pdf>>

(15) Violence Against Women Reauthorization Act of 2013, P.L.113-4. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/PLAW-113publ4/pdf/PLAW-113publ4.pdf>>

(16) Frederick Douglass Trafficking Victims Prevention and Protection Reauthorization Act of 2018, P.L.115-425. <<https://www.congress.gov/115/plaws/publ425/PLAW-115publ425.pdf>>

(17) 中川かおり「【アメリカ】人身取引対策4法の成立」『外国の立法』No.280-2, 2019.8, pp.16-17. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11338354_po_02800208.pdf?contentNo=1>; Abolish Human Trafficking Act of 2017, P.L.115-392. <<https://www.congress.gov/115/plaws/publ392/PLAW-115publ392.pdf>>; Trafficking Victims Protection Act of 2017, P.L.115-393. <<https://www.congress.gov/115/plaws/publ393/PLAW-115publ393.pdf>>; Frederick Douglass Trafficking Victims Prevention and Protection Reauthorization Act of 2018, *ibid.*; Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2017, P.L.115-427. <<https://www.congress.gov/115/bills/s1862/BILLS-115s1862enr.pdf>>

(18) 18 U.S.C. § 1597. 本稿に訳出

(19) 一定の犯罪で有罪判決を受けた者のうち、無資力ではない者に対し、判決時に支払を命ぜられる金銭をいう。18 U.S.C. § 3014. 本稿に訳出

Ⅱ 捜査及び訴追の過程で用いられる主な規定

人身取引の捜査及び訴追につき、これまで整備されてきた法規定を、次の7つの視点から整理して紹介する。なお、本文中の括弧内に明記した合衆国法典の条項は、後に翻訳を掲載する。

1 職種や省庁を横断する体制等

アメリカでは、捜査・訴追の能力向上のために、様々な職種や省庁を横断する体制や情報センターが設立されてきた。人身取引の被害者を特定することが、被害者の保護や加害者の訴追の前提として必要であるが、この特定こそが、人身取引の捜査・訴追において困難であるからである。そのため、関係者が必要に応じて情報を入手できる情報センターや、連邦、州、被害者サービス提供者等の間で、知見を共有し、協力する体制が有用と考えられる。また、連邦と州・地方の連携を通じ、捜査・訴追に関わる職員に対する訓練も行われている。

(1) 人の密輸及び人身取引センター

2004年の法律により、国務長官、国土安全保障長官及び司法長官が運営する、人の密輸及び人身取引センター（Human Smuggling and Trafficking Center: HSTC）が設立された（合衆国法典第8編第1777条）⁽²⁰⁾。HSTCは、人の密輸、人身取引及び密輸ルートへのテロリストによる利用可能性に取り組む全ての連邦機関にとって、情報センターとしての役割を果たす。

(2) 人身取引司法コーディネータ

司法長官は、各連邦管轄区⁽²¹⁾に少なくとも1人、人身取引司法コーディネータ（Human Trafficking Justice Coordinator）を指名する（合衆国法典第34編第20711条c項）。人身取引司法コーディネータは、連邦、州、部族⁽²²⁾及び地方の法執行機関、被害者サービス提供者等と協調し、複数の法域にまたがる事件を訴追し、又は訴追を支援する。また、連邦、州、部族及び地方の法執行機関と被害者にサービスを提供する機関等との間を調整する。

(3) 人身取引対策全米戦略

司法長官は、次の事項を含む人身取引対策全米戦略を作成し、維持する（合衆国法典第34編第20711条a項、b項、c項）。①人身取引事件を捜査し、訴追するために、連邦、州、地方及び部族の取組を統合する、②司法省が捜査・訴追関係者の間で事件を調整する、③人身取引の阻止と対策に用いられる年次予算優先順位及び連邦の取組を評価する、④連邦、州、地方及び部族の人身取引対策の取組を向上させる将来の方向性、課題及び機会を継続的に評価する、⑤人身取引対策のための民間機関及び政府機関の間の協力、調整及び相互支援を促す、⑥人身取引を阻止し、人身取引被害者への需要を減らす。

(20) “Human Smuggling and Trafficking Center, Fact Sheet.” Homeland Security Digital Library website <<https://www.hsdl.org/?view&did=803189>>

(21) 大統領が、連邦議会上院の助言と承認を得て、全米94の連邦管轄区に、93名の法務総裁を任命する（1名のみ2つの連邦管轄区の法務総裁を兼務）。法務総裁は、司法長官の指示の下で、連邦が関係する事件の代理人として訟務に携わる。“Offices of the United States Attorneys; Mission,” Sep. 22, 2016. United States Department of Justice website <<https://www.justice.gov/usao/mission>>

(22) アメリカ・インディアン人の集合で特定の地域に住み、一定の範囲の自治権を持つ団体。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.863.

(4) 無実失踪児童全米イニシアチブ

司法省は、無実失踪児童全米イニシアチブ (Innocence Lost National Initiative) 内の作業部会及びタスクフォースに、18歳未満の児童の買春を行う者⁽²³⁾を特定し、捜査し、及び訴追する州及び地方の能力向上のための訓練を行うことを求める⁽²⁴⁾。このイニシアチブは、連邦捜査局、司法省児童搾取わいせつ課 (Child Exploitation and Obscenity Section) 及び非営利団体である全米失踪・搾取児童センター (National Center for Missing and Exploited Children: NCMEC) と連携し、売春に供された児童を回復し、児童の性目的人身取引の加害者を訴追する。これは、州及び地方において、買春を行う者を処罰する規定がほとんどないことに対処するための仕組みである⁽²⁵⁾。

2 主な刑罰規定—合衆国法典第 18 編第 77 章、同編第 117 章—

性目的及び労働目的の人身取引を対象とし、国内において、人身取引を処罰する連邦法の主な規定は、合衆国法典第 18 編第 77 章 (奴隷的労働、奴隷状態及び人身取引)⁽²⁶⁾ 及び第 117 章 (違法な性的活動及び関連する犯罪のための輸送) にある。この 2 つの章の規定の罰則は、直近の 2018 年の改正⁽²⁷⁾でも引き上げられている。これらの規定に違反する共謀、未遂、執行妨害等の禁止も定められる (合衆国法典第 18 編第 77 章。特に、第 1594 条 a 項, b 項。同第 117 章第 2421 条 a 項, 第 2421A 条 a 項, b 項, 第 2423 条 e 項)。また、同第 77 章のいくつかの人身取引処罰規定については、米国市民若しくは永住権者が国外に滞在する場合の行為又は国籍にかかわらず国外で規定に違反する者がアメリカに滞在する場合の当該行為も処罰される (合衆国法典第 18 編第 1596 条)。

3 公職にある者による人身取引

アメリカは、2000 年人身取引被害者保護法及びその後の改正に基づき、毎年、自国を含む世界各国の人身取引の取組を格付し、人身取引報告書を作成する。そのため、アメリカ政府による人身取引への加担は看過し難い事態とされ、様々な処罰や契約の規制に関する規定を設けている。また、外国の外交官等は、アメリカ国内において外交特権等を保障されるため、その被用者は人身取引の被害に遭いやすく、査証の規制によりこれに対処する規定を設ける。この外交官等による人身取引は、近年、国際的にも各国が取り組むべき課題として取り上げられている⁽²⁸⁾。

(23) 原文は、性目的人身取引の主な処罰規定である合衆国法典第 18 編第 1591 条の文言を用いて、「性行為の顧客となり、又は誘う者」とする。

(24) Kristin Finklea et al., “Domestic Human Trafficking Legislation in the 114th Congress,” *CRS Report*, R43917, April 16, 2015. p.9. <<https://fas.org/spp/crs/misc/R43917.pdf>>

(25) 買春を行う者を処罰する人身取引対策規定を有する州は、ワシントン州、イリノイ州等、ごく少数にとどまる。Ann Wagner and Rachel Wagley McCann, “Policy Essay: Prostitutes or Prey? The Evolution of Congressional Intent in Combating Sex Trafficking,” *Harvard Journal on Legislation*, 54(1), Winter, 2017, p.67. 連邦法については、II4(1)参照。

(26) この規定については、「終身刑が最高刑であるが、十分に強力であり、性目的人身取引に関して言えば、強姦等の重大犯罪との刑の均衡がとれている」と国務省は評価する。Department of State, *op.cit.*(4), p.484.

(27) 中川 前掲注(17); Abolish Human Trafficking Act of 2017, *op.cit.*(17), § 11.

(28) 外交官等による人身取引を規制する合衆国法典第 8 編第 1375c 条の規定を 2008 年に設け、この問題に取り組んできたアメリカの取組が、欧州安全保障協力機構 (Organization for Security and Co-operation in Europe: OSCE) の 2014 年の報告書に紹介されている。OSCE Office of the Special Representative and Coordinator for Combating Trafficking in Human Beings, *How to prevent human trafficking for domestic servitude in diplomatic households and protect private domestic workers*, 2014, pp.78-79. <<https://www.osce.org/handbook/domesticservitude?download=true>>

(1) 連邦政府による人身取引

アメリカ国外で、連邦政府の契約のために、詐欺的な約束により人を募集する者等の人身取引行為を処罰の対象とする（合衆国法典第 18 編第 1351 条 b 項）。また、連邦政府は、補助金受給者、契約者等が、深刻な態様の人身取引⁽²⁹⁾に従事すること、補助金等の執行において強制労働を使用すること等の場合には、違約金無しに、補助金、契約等を終了することができる⁽³⁰⁾。さらに、アメリカ国外で連邦政府が雇用する者又はこれに随行する者が、合衆国法典第 18 編第 77 章（奴隷的労働、奴隷状態及び人身取引）又は第 117 章（違法な性的活動及び関連する犯罪のための輸送）に定める人身取引行為を行う場合には、これらの章の規定に従い、これを処罰の対象とする（合衆国法典第 18 編第 3271 条）。

(2) 外国の外交官等による人身取引

アメリカに滞在する外国の外交使節団又は国際組織の下にある雇用主等による人身取引行為に対処するために、その被用者に対する A-3 査証⁽³¹⁾及び G-5 査証⁽³²⁾が適切に発行されることを担保する規定がある（合衆国法典第 8 編第 1375c 条）。これは、①大使館付きの雇用主等による未払賃金が存在する場合等において、国務省は、A-3 査証又は G-5 査証の申請者に対し、査証の発行を少なくとも 1 年間停止すること、②大使館付きの雇用主等が、被用者との労働契約に含めるべき事項、③被用者が労働契約違反請求、人身取引による損害賠償請求等のために訴訟を提起する場合に、アメリカでの滞在を許容されること等を定める。

国務省は、ワシントン DC において、外交官及び国際組織職員により雇用される A-3 査証及び G-5 査証の保持者のために、家事労働者直接登録プログラム（In-Person Registration Program）⁽³³⁾の運営を行う。また、同省は、このプログラムを実施する都市の 1 つとして、新たに、ニューヨークの都市部を選択した⁽³⁴⁾。

4 性犯罪への取組

人身取引対策においては、人身取引の加害者を取り締まるだけでなく、人身取引の誘因となる買春の需要を減らすことも重要である。なぜなら、買春の需要が減れば、人身取引を行う加害者のインセンティブを減ずることも期待できるためである。そこで、買春を行う者を処罰する規定が設けられた。また、アメリカは、連邦と州の各レベルで性犯罪者登録簿を整備するなど、従来から性犯罪者に厳しく対処してきており⁽³⁵⁾、性目的の人身取引に対処する規定も厳格化

(29) 連邦法は、「人身取引」自体を定義しないが、「深刻な態様の人身取引（severe forms of trafficking in persons）」を次のように定義する（22 U.S.C. § 7102(11)）。

(a) 商業的性行為が暴行、詐欺若しくは威圧により誘引される場合又はその行為を行うよう誘引される者が 18 歳未満である場合の性目的の人身取引

(b) 非自発的苦役、奴隷状態、日雇労働、債務拘束又は奴隷制に服せしめる目的をもって、暴行、詐欺又は威圧の利用を通じて、労働又は使役の目的で人を募集し、隠匿し、輸送し、提供し、又は受領すること。

(30) 22 U.S.C. § 7104(g).

(31) 大使、外交官等が、随伴する被用者や家族の滞在のために申請する査証（8 U.S.C. § 1101(a)(15)(A)(iii)に基づき認められる。A-3 の名前は(A)(iii)に由来する）。

(32) 外国政府の駐米代表、国際組織の職員等が、随伴する被用者や家族の滞在のために申請する査証（8 U.S.C. § 1101(a)(15)(G)(v)に基づき認められる。G-5 の名前は(G)(v) に由来する）。

(33) 外交官又は国際組織の職員により、家事労働のために雇われる者を登録させる制度。家事労働者は、登録カードの発行を受け、1 年ごとに更新を受ける。“Employment of Domestic Workers: Requirements and Procedures.” Department of State (Archived Content) website <<https://2009-2017.state.gov/s/cpr/248459.htm>>

(34) Department of State, *op.cit.*(4), p.490.

(35) 井樋三枝子「児童ポルノ及び子どもに対する性犯罪に関する法律」『外国の立法』No.241, 2009.9, p.14. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000040_po_024103.pdf?contentNo=1>

する傾向が見られる。児童の性目的人身取引に関する規定における証明責任の顕著な軽減や旅券を通じた被疑者の統制は、その一例である。

(1) 買春の需要を減らす取組

買春の需要を減らすための取組の一例は、性目的人身取引を取り締まる主たる規定である合衆国法典第 18 編第 1591 条（児童の性目的人身取引又は暴行、詐欺若しくは威圧による性目的人身取引）である。この条は、商業的性行為に従事させられる者の「顧客となる (patronizes)」又はこの者を「誘う (solicits)」こと（又はこの行為に従事する事業から利益を得ること）を処罰すると定め、これにより買春を取り締まる（同条 a 項）。また、被告人が被害者を観察する相当の機会を有する場合には、連邦検察官は、被告人が、被害者につき 18 歳未満であるという事実を知っており、又は見落としたことを証明する必要がないことを明記することで（同条 c 項）、児童の人身取引事件における連邦検察官の証明責任を軽減する。

(2) 児童の輸送

18 歳未満の児童を売春等に従事させるために、州際通商又は外国通商において輸送する行為、違法な性的行為を行う目的で州際通商又は外国通商において移動する行為等を処罰する（合衆国法典第 18 編第 2423 条）⁽³⁶⁾。児童が 18 歳以上であることを相当に信じていたとの積極的抗弁 (affirmative defense)⁽³⁷⁾が認められるための証明基準を、通常の「証拠の優越 (preponderance of evidence)」⁽³⁸⁾ではなく、より高い証明である「明白かつ確信を抱くに足る証明 (clear and convincing evidence)」⁽³⁹⁾とする。また、この規定により有罪とされる者に対する旅券の発行等を制限する（合衆国法典第 22 編第 212a 条）。国務省は、国際メーガン法⁽⁴⁰⁾に基づき、登録性犯罪者等に対して特別な識別子を含む旅券を発行する（同編第 212b 条）。これを通じて、その者の渡航先国と連絡を行うことで、当該国における児童性犯罪を防ぐ。さらに、児童の輸送を含む、合衆国法典第 18 編第 117 章に処罰を定める性犯罪等には、特に再犯が多いという特質があることから、これに対する処罰を加重する（同編第 2426 条）。

5 インターネット広告の処罰

インターネットは、人を広告し、閲覧し、購入し、決済する等の人身取引の過程の多くを、容易に行うことができるようにした。特に、児童の被害は深刻である。全米失踪・搾取児童センターによれば、2010 年から 2015 年までの間に、児童の性目的の人身取引が疑われる報告事例は、846% 増加したが、これは、児童の取引におけるインターネット利用の増大と関係すると

(36) 人身取引の加害者は、合衆国法典第 18 編第 1591 条（II 4(1)参照）の規定によって、性目的人身取引を理由として起訴されるよりも、この規定の下で、売春等の目的で輸送することを理由として起訴される場合の方が多くについて、性目的人身取引規定の適用のための訓練と経験の欠如を示す可能性があるとの指摘がある。Wagner and McCann, *op.cit.*(25), p.71.

(37) 訴訟において請求を根拠付けるために主張されている事実を前提とした上で、新たな事実を主張して請求を理由付けること。田中ほか編 前掲注(22), 1991, p.34.

(38) ある事実についての証拠の重さ、証明力が全体として、相手方のそれよりも優越していること。同上, p.658.

(39) 民事訴訟では、事実の証明は、一般に、証拠の優越の程度になされることが必要であり、かつ、それで足りるとされるが、例外的に、それより高度の証明が必要とされる場合があり、その場合の証明の程度を表す概念。同上, p.151. これにより、買春を行う者はより大きな責任を負い、例えば、単に被害者の年齢が偽って掲載されていたという理由のみでは不十分とされるようになった。Wagner and McCann, *op.cit.*(25), p.66.

(40) International Megan's Law to Prevent Child Exploitation and Other Sexual Crimes Through Advanced Notification of Traveling Sex Offenders, P.L.114-119. <<https://www.congress.gov/114/plaws/publ119/PLAW-114publ119.pdf>> この法改正につき、井樋三枝子「【アメリカ】性犯罪者の海外渡航に関する国際メーガン法」『外国の立法』No.267-1, 2016.4, pp.4-5. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9929054_po_02670102.pdf?contentNo=1>

考えられている⁽⁴¹⁾。

これに対処するため、2018年の法改正により、インターネット広告による人身取引に関する規定が設けられた（合衆国法典第18編第2421A条）⁽⁴²⁾。これは、インターネット広告のプロバイダを含む「双方向コンピュータ・サービス」を所有する者が、州際通商又は外国通商の設備又は手段を利用する等により、他者の売春を助長・促進する等の行為を処罰するものである。さらに、5名以上の売春を助長・促進する場合や、合衆国法典第18編第1591条a項に違反して、性目的の人身取引に加担するという事実を不注意により見落とす場合には、刑罰を加重する。同時に、プロバイダの責任を限定する1996年通信品位法第230条⁽⁴³⁾を改正し、一定の免責は維持しつつ、性目的の人身取引又は売春についての一定の民事請求及び刑事訴追が、この条に制限されないと定める。

6 被害者への補償

人身取引被害者は、人身取引により、しばしば、以降の人生に影響を及ぼすような甚大な損害を被る⁽⁴⁴⁾。その回復を支援するためには、医療、精神医療、職業訓練等の提供が必要である。そのため、被害者が損害を回復し、又は、加害者が違法に取得した財産を供出させるための次のような仕組みが設けられている。

(1) 損害填補

人身取引被害者は、損失につき損害填補を受ける権利を有する。損害填補とは、裁判所が、有罪判決を受けた被告人に、被害者に対して提供するよう命ずる金銭をいう。損害填補命令は、原則として、被告人が有罪宣告を受けるときに発せられる。

合衆国法典第18編第77章（奴隷的労働、奴隷状態及び人身取引）は、その規定に基づく犯罪の結果として傷害を受ける人身取引被害者に対する、義務的な損害填補を定める（合衆国法典第18編第1593条）⁽⁴⁵⁾。この損害填補は、法律により授権される民事罰又は刑事罰に加えて定められる。また、損害填補は、「被害者の損失の全額」⁽⁴⁶⁾を対象とする。

合衆国法典第18編第77章と並び重要な人身取引処罰規定である同編第117章（違法な性的

(41) *Online Sex Trafficking and the Communications Decency Act: Hearing on H.R.1865 Before the Subcommittee on Crime, Terrorism, Homeland Security and Investigations of the House Committee on the Judiciary*, 115th Cong. (2017) (testimony of Mary Graw Leary).

(42) Allow States and Victims to Fight Online Sex Trafficking Act of 2017, P.L.115-164. <<https://www.congress.gov/115/plaws/publ164/PLAW-115publ164.pdf>> この法改正につき、中川かおり「【アメリカ】インターネット上の人身取引対策法」『外国の立法』No.278-2, 2019.2, pp.8-11. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11239707_po_02780204.pdf?contentNo=1>

(43) 47 U.S.C. § 230; 神足祐太郎「権利侵害とプロバイダの責任 —インターネット上の名誉毀損への対応—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.919, 2016.8.25, pp.6-7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10189094_po_0919.pdf?contentNo=1>

(44) Lou Longhitano and Charlene Whitman, “Assisting Human Trafficking Victims with Return of Property and Restitution,” *STRATEGIES in Brief*, Issue#21, Feb. 2014. <<https://aequitasresource.org/wp-content/uploads/2018/09/Assisting-Human-Trafficking-Victims-with-Return-of-Property-and-Restitution.pdf>>

(45) 義務的填補を求められる合衆国法典第18編第77章、同第117章等の犯罪により有罪判決を受けた被告人のうち、損害填補命令を受けた者の数は、2017年の24.5%から2018年の40.1%に増加した。しかし、これは、「義務的」な損害填補命令なのであるから、有罪判決に際し、これが必ず出されるよう検察官及び判事に訓練を行う必要がある、また、被害者に必ず弁護士が付され、損害填補命令の請求がなされるようにする必要もあるとNGOは指摘する。Department of State, *op.cit.*(4), p.485.

(46) 合衆国法典第18編第2259条に定める医療サービス費、リハビリ費、輸送費、一時的住居費等に加え、「被害者の役務若しくは労働から被告人が得る全ての収益若しくは価値」又は「公正労働基準法による最低賃金及び超過勤務手当の定めに基づき補償される被害者の労働の価値」のいずれか大きい方が含まれる。中川かおり「人身取引の被害者への補償」『論究ジュリスト』24号, 2018.冬, pp.208-209.

活動及び関連する犯罪のための輸送)にも、2018年の法改正⁽⁴⁷⁾により、同様の損害填補規定が設けられた(合衆国法典第18編第2429条)。

こうした損害填補命令の発出や請求に資するよう、司法長官は、加害者の数等を含む損害填補命令についてのデータを収集する⁽⁴⁸⁾。

(2) 民事訴訟

合衆国法典第18編第77章(奴隷的労働、奴隷状態及び人身取引)の規定に基づく全ての人身取引犯罪の被害者は、加害者等に対し、民事訴訟を提起し、損害賠償及び弁護士費用を回収することができる(合衆国法典第18編第1595条a項)。出訴期間として、訴訟原因が生じてから10年間、又は、被害者が児童である場合には、被害者が18歳となってから10年間が定められる。また、合衆国法典第18編第1591条に規定する児童の性目的人身取引又は暴行等がある場合の性目的人身取引があるときに限り、州司法長官は、州民を代理して民事訴訟を提起できる(同編第1595条d項)。

また、2018年の法改正により⁽⁴⁹⁾、合衆国法典第18編第77章、第110章(児童に対する性的搾取及び他の虐待)又は第117章(違法な性的活動及び関連する犯罪のための輸送)に違反する場合、その違反をこれから行う外形がある場合等に、その行為の差止めを求めて連邦地方裁判所に民事訴訟を提起する道を、司法長官に開いた(合衆国法典第18編第1595A条)。

(3) 没収

合衆国法典第18編第77章による有罪判決の宣告にあたり、連邦政府は、関連する不動産や動産の刑事没収及び民事没収を行う(合衆国法典第18編第1594条d項)。また、被害者への支払を確保するために、この没収資産又はその収益を、II6(1)に述べた損害填補命令を満たすために移転する(合衆国法典第18編第1594条f項)。

(4) 特別公課

合衆国法典第18編第77章、第109A章(性的虐待)、第110章及び第117章の下で、奴隷的労働、性的虐待、児童の性的虐待、違法な性行為のための輸送、人の密輸等により有罪判決を受けた者に対し、罰金等に加えて5,000ドル⁽⁵⁰⁾の公課に付す(合衆国法典第18編第3014条)⁽⁵¹⁾。公課は、同条の設立する人身取引被害者基金(Domestic Trafficking Victims' Fund)に寄託される。基金は、人身取引被害者保護法⁽⁵²⁾により授権される補助金に提供され、また、児童虐待被害者法⁽⁵³⁾の下で児童ポルノの被害者等に対するプログラムの改善にも用いられる。

7 「被害者化」への対応

(1) 「被害者化」とは

捜査・訴追に関わる重要な論点として、「被害者化(victimization)」がある。人身取引におけ

(47) Abolish Human Trafficking Act of 2017, *op.cit.*(17), § 3(a).

(48) 22 U.S.C. § 7103(d)(7)(Q).

(49) Trafficking Victims Protection Act of 2017, *op.cit.*(17), § 201(a). この規定により、司法長官は、例えば、18歳未満の女兒につきインターネットに掲載される広告の削除を求める裁判所命令を請求する権限を得る。Senate Passes Grassley-Feinstein Bill to Combat Human Trafficking,” Dec. 20, 2018. U.S. Senator Chuck Grassley website <<https://www.grassley.senate.gov/news/news-releases/senate-passes-grassley-feinstein-bill-combat-human-trafficking-0>>

(50) 1ドルは約107円。令和2年5月分報告省令レートに基づく。

(51) この公課の徴収は、2023年9月30日までとされる。

(52) 2000年の法律及び後の改正を含む。

(53) Victims of Child Abuse Act of 1990, P.L.101-647, Title II. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/STATUTE-104/pdf/STATUTE-104-Pg4789.pdf>>

る「被害者化」とは、被害者が加害者により支配され、逃れることができない状況をいい、その中で被害者は様々な強要を受ける。「被害者化」により、しばしば、被害者が加害者から強要される行為としては、売春のほか、不法入国、薬物使用、薬物売買、不法侵入、窃盗等の犯罪がある。このような犯罪により有罪判決等を受けると、被害者は犯罪者とされ、就職、医療、教育、住宅補助、移民法上の救済等から排除される。しかし、実際には、被害者は、自由意思がない中で犯罪を強要されているのであるから、「被害者化」の直接の結果として行う犯罪については、被害者の責任を問うべきではないとされ、いくつかの対策が講じられている。

既述のように、国内の人身取引は、労働目的よりも性目的の人身取引が多いとされており、この多くが州において売春等により捜査・訴追を受ける。そのため、州において主たる取組が行われ、連邦はそれを促進し、支援していることから、この順に述べる。

(2) 州法による主な取組

2002年から2014年にかけて、全ての州で、人身取引処罰規定が制定された⁽⁵⁴⁾。その過程で、各州の法の統一を図るために、モデルとして作成される統一州法の制定もあった⁽⁵⁵⁾。加えて、44州において、人身取引加害者が被害者に行うよう強要した違法行為の結果として、被害者に出された有罪判決を無効化し、又は封印する(seal)⁽⁵⁶⁾裁判所命令の請求を被害者に認める法律が制定されている⁽⁵⁷⁾。また、34州に、責任又は処罰からの保護を提供するセーフ・ハーバー規定(safe harbor)⁽⁵⁸⁾があり、これにより、成人又は児童の性目的の人身取引被害者が、たとえ商業的性行為に従事したとしても、違法性がないとされる⁽⁵⁹⁾。

(3) 連邦法による取組

連邦法は、児童を被害者とする規定や、捜査・訴追において「被害者化」への認識を向上させるための規定を有する。

まず、18歳未満の児童の性目的の人身取引を違法とする連邦法の刑罰規定⁽⁶⁰⁾を受けて、児童が性行為に同意したかどうか又は児童が自らを成人であると述べたかどうかにかかわらず、その児童は被害者として扱われ、様々な支援を受ける⁽⁶¹⁾。

また、国土安全保障省が定める被害者スクリーニング協定がある⁽⁶²⁾。これは、国土安全保障省が雇用する連邦職員が、捜査・訴追において被害者の特定等の指針とするものである。この協定において、「被害者化」の直接の結果として行う犯罪について、逮捕、起訴又は訴追を避けることが求められる。

さらに、保健福祉省は、教育省及び労働省と協議の上で、児童に、人身取引の「被害者化」を避ける方法について年齢に応じた教育をすることを含み、地方教育機関向けの補助金プログ

(54) 中川かおり「人身取引の阻止及び救済に関する統一州法」『論究ジュリスト』16号、2016冬、pp.170-171。

(55) 同上

(56) 裁判所命令により、文書、記録等へのアクセスを阻止することをいう。Bryan A. Garner, *Black's Law Dictionary*, 11th Edition, Thomson Reuters, 2019, p.1617.

(57) Department of State, *op.cit.*(4), p.486.

(58) Garner, *op.cit.*(56), p.1602.

(59) ニューヨーク州法における有罪判決の無効化規定を紹介するものとして、中川かおり「人身取引の被害者に対する有罪判決の無効化」『論究ジュリスト』20号、2017冬、pp.196-197。もっとも、こうした規定にもかかわらず、州及び地方では、依然として、商業的性行為に関係する児童は、売春又は非行を行う犯罪者として処遇されることが多いとされる。Wagner and McCann, *op.cit.*(25), p.13.

(60) 18 U.S.C. § 1591. 本稿に訳出

(61) Wagner and McCann, *op.cit.*(25), p.10. 合衆国法典第18編第1591条が、州法のセーフ・ハーバー規定に対応する連邦法の規定とされる。

(62) 6 U.S.C. § 645.

ラムを創設するという形で、「被害者化」の問題に取り組む⁽⁶³⁾。

連邦法はまた、補助金の支給を通じて、州に「被害者化」の問題に取り組む規定の制定を促す(合衆国法典第 34 編第 10381 条 c 項)⁽⁶⁴⁾。連邦補助金は、州の管轄権の下にある事項につき、連邦が一定の方向に政策を誘導するために用いられる⁽⁶⁵⁾。すなわち、公衆安全・コミュニティ警察補助金 (public safety and community policing grants) を支給するに当たり、司法長官は、商業的性行為に従事する児童を売春等のために起訴し、又は訴追することを抑制し、又は禁止する規定を有する州からの申請者を有利に扱うことができると定めることによってである。

なお、連邦法においても、州法と同様に有罪判決無効化法及びセーフ・ハーバー法の制定を求める動きは存在するが⁽⁶⁶⁾、これまでのところ実現していない。

おわりに

アメリカの取組は、ここ 20 年で大きく変化してきた。2000 年当時は外国人の人身取引被害者を中心としていたが、近年は米国市民及び永住権者の被害者、特に、女性や児童の被害者を中心に移り、性目的の人身取引が大きくクローズアップされるに至っている。また、インターネット広告による人身取引などの新たな課題に取り組む一方で、児童虐待⁽⁶⁷⁾や犯罪被害者の権利⁽⁶⁸⁾などの既存の枠組みに、人身取引対策を入れ込む手法の必要性も増している。もっとも、被害者の特定、ひいては人身取引事件の特定は容易ではなく、困難であり、また、法規定の整備は進んでも、法執行職員や検察官がその法規定を十分に理解しないために、訴追において活用されないといった問題もあり、今後の取組が注目される。

(なかがわ かおり)

(63) 22 U.S.C. § 7104(b)(2).

(64) ほかに被害者化に取り組む規定としては、司法長官が作成する人身取引モデル州法において、売春を行う児童に対するセーフ・ハーバー規定を設けることを推奨するものがある (22 U.S.C. § 7101 note.)。

(65) 橋都由加子「第 2 章 アメリカにおける連邦・州・地方の役割分担」財務省財務総合政策研究所『主要諸外国における国と地方の財政役割の状況報告書』, 2006.9, p.102. <https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk079/zk079_02.pdf>

(66) Wagner and McCann, *op.cit.*(25), p.84.

(67) 児童唱道センター (Children's Advocacy Centers) は、その用いる「児童虐待」の定義に、児童ポルノ作成及び人身取引を含める。その上で、児童虐待の捜査及び訴追を改善し、これに関係する弁護士その他の者への技術支援と訓練を行う。Finklea et.al., *op.cit.*(24). p.13. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/R43917.pdf>>

(68) 18 U.S.C. § 3771. 連邦犯罪被害者の権利として、訴答取引、訴追延期協定について、時宜を得た通知を受ける権利を、人身取引被害者にも提供する。

捜査及び訴追に関連する人身取引対策規定 (2019年7月25日現在)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 中川 かおり 訳

【目次】(太字は訳出した箇所)

合衆国法典

第8編 外国人及び国籍

第12章 移民及び国籍

移民：雑則

第1351条～第1375b条 (略)

第1375c条 A-3査証及びG-5査証の発行の保護、救済及び制限

第1376条～第1382条 (略)

第15章 国境安全強化及び入国査証改革

他の規定

第1771条～第1776条 (略)

第1777条 人の密輸及び人身取引センターの設立

第1778条 (略)

第18編 犯罪及び刑事手続

第I部 犯罪

第63章 郵便詐欺及び他の詐欺犯罪

第1341条～第1350条 (略)

第1351条 外国労働契約における詐欺

第77章 奴隷的労働、奴隷状態及び人身取引

第1581条 奴隷的労働；執行妨害

第1582条 奴隷貿易のための船舶 (略)

第1583条 奴隷状態への勧誘

第1584条 非自発的苦役を目的とする売却

第1585条 奴隷の差押え、拘禁、輸送又は売却 (略)

第1586条 奴隷貿易における船舶のサービス (略)

第1587条 奴隷船の保持

第1588条 合衆国からの奴隷の輸送 (略)

第1589条 強制労働

第1590条 奴隷的労働、奴隷状態、非自発的苦役又は強制労働を目的とする人身取引

第1591条 児童の性目的人身取引又は暴行、詐欺若しくは威圧による性目的人身取引

第1592条 人身取引、奴隷的労働、奴隷状態、非自発的苦役又は強制労働を助長する文書に関する違法行為

* この翻訳は、合衆国法典「第8編 外国人及び国籍 (Title 8 Aliens and Nationality)」、 「第18編 犯罪及び刑事手続 (Title 18 Crimes and Criminal Procedure)」、 「第22編 外交関係及び交渉 (Title 22 Foreign Relations and Intercourse)」及び「第34編 犯罪統制及び法執行 (Title 34 Crime Control and Law Enforcement)」から、捜査及び訴追に関する人身取引対策規定を訳出するものである。原文は有料データベースのレクシス・アドバンスである (Lexis Advance 2019, Current through Public Law 116-33, approved July 25, 2019.)。訳文中の [] 内の語句は、訳者による補記である。なお、インターネット情報の最終アクセス日は、2020年4月1日である。

第 1593 条 義務的損害填補

第 1593A 条 奴隸的労働、奴隸状態及び人身取引から得る金銭的利得

第 1594 条 一般規定

第 1595 条 民事救済

第 1595A 条 民事差止め

第 1596 条 一定の人身取引犯罪についての管轄権の拡大

第 1597 条 入国申請書類に関する違法な行為

第 117 章 違法な性的活動及び関連する犯罪のための輸送

第 2421 条 輸送一般

第 2421A 条 売春の助長又は促進及び性目的の人身取引の不注意による見落とし

第 2422 条 強制及び誘引（略）

第 2423 条 未成年者の輸送

第 2424 条 外国人の個人的事実に関する声明の提出（略）

第 2425 条 未成年者の情報を送信するための州際通商施設の利用（略）

第 2426 条 再犯者

第 2427 条 刑事犯罪により起訴された人の性行為の定義において、児童ポルノに関係する犯罪への包含（略）

第 2428 条 没収

第 2429 条 義務的損害填補

第 II 部 刑事手続

第 201 章 一般規定

第 3001 条～第 3013 条（略）

第 3014 条 追加の特別公課（抄）

第 212A 章 一定の犯罪に対する域外管轄権

第 3271 条 合衆国国外の連邦政府により雇用され、又は随行する者により行われる人身取引犯罪

第 3272 条 定義

第 3273 条（略）

第 22 編 外交関係及び交渉

第 4 章 旅券

第 211 条～第 212 条（略）

第 212a 条 買春ツアーのための旅券の制限

第 212b 条 対象となる性犯罪者のための特別な旅券識別子

第 213 条～第 229 条（略）

第 34 編 犯罪統制及び法執行

第 101 章 司法制度改革

公衆安全・コミュニティ警察；「警ら警察」

第 10381 条 公衆安全・コミュニティ警察補助金を支給する権限（抄）

第 10382 条～第 10389 条（略）

第 207 章 国内人身取引対策

第 20701 条～第 20708 条（略）

第 20709 条 人身取引対策法

第 20709a 条～第 20710 条（略）

第 20711 条 人身取引対策全米戦略の策定

第8編 外国人及び国籍

第12章 移民及び国籍

移民：雑則

第1351条～第1375b条（略）

第1375c条 A-3査証及びG-5査証の発行の保護、救済及び制限

(a) A-3査証及びG-5査証の発行制限

(1) 契約条件 法律の他の規定にかかわらず、[国務]長官は、次のものを発行してはならない。

(A) 外交官又は領事館職員により、d項(2)の規定に定める条件の下で申請者が雇用され、又は雇用契約に署名する場合を除き、A-3査証⁽²⁾

(B) 国際組織の被用者により申請者が雇用され、又は雇用契約に署名する場合を除き、G-5査証⁽³⁾

(2) 停止要求 大使館の下にある雇用主若しくは家族に対する、人身取引に直接若しくは間接に関係する未払判決若しくは民事最終判決がある場合又は合衆国政府が提起する事件において、雇用主若しくは家族を受け入れる外交使節団若しくは国際組織が、外交特権を放棄する請求に対し、請求から6週間内に積極的に応答しない場合であって、雇用主若しくは家族を認定する国又は国際組織については国籍国が、雇用主若しくは家族に対する訴追を開始していないときは、他の法律の規定にかかわらず、[国務]長官が、より短い期間が国益にかなう理由を前もって適切な連邦議会の委員会に対し、決定し、及び報告するときを除き、外交官又は国際組織の職員のために働こうとする申請者に対するA-3査証又はG-5査証の発行を、[国務]長官は、少なくとも1年間は停止する。

(3) 外交使節団又は国際組織による行為 適切な場合に依じて、未払判決若しくは民事最終判決が解決されること、雇用主若しくは家族を受け入れる外交使節団若しくは国際組織が、雇用主若しくは家族のための外交特権を放棄すること又は雇用主若しくは家族を認定する国若しくは雇用主若しくは家族の国籍国が、雇用主若しくは家族の訴追を完了すること及び雇用主若しくは家族を受け入れる外交使節団若しくは国際組織の被用者が雇用する外国人に関して、その虐待若しくは搾取が再発しないよう保障する仕組みを現在実施することを[国務]長官が判断し、適切な連邦議会の委員会に対し報告する場合には、(2)の規定に基づく制限の適用を停止することができる。

(b) 外交官及び国際組織の職員により雇われるA-3査証及びG-5査証を有する非移民のための保護及び救済

(1) 一般規定 [国務]長官は、次の要件を満たさない限り、A-3査証又はG-5査証を発行し、又は更新してはならない。

(A) 査証の申請者が、(2)に定める規定を含め、雇用主又は将来の雇用主との契約を行う

(2) 大使、外交官等が、随伴する被用者や家族の滞在のために申請する査証。8 U.S.C. § 1101(a)(15)(A)(iii).

(3) 外国政府の駐米代表、国際組織の職員等が、随伴する被用者や家族の滞在のために申請する査証。8 U.S.C. § 1101(a)(15)(G)(v).

こと。

(B) 領事館職員が、雇用主又は他の人材募集業者の同席なく、申請者と、第 202 条⁽⁴⁾の規定に基づき求められる契約条件及びパンフレットの規定について審査する、個人面談を行うこと。

(2) 義務的契約 (1)の規定に基づき求められる雇用主と家事労働者の間の契約には、次の事項を含む。

(A) 雇用主が、合衆国の全ての連邦法、州法及び地方法に従うとする合意

(B) 給与の支払頻度及び形態、職務に伴う義務、週労働時間、休日、病気休暇及びバカンス休暇についての情報

(C) 雇用主が、被用者の旅券、雇用契約書又は他の所有物を没収しないとする合意

(3) 領事館職員の訓練 [国務] 長官は、第 202 条の規定に基づき求められるパンフレットに記述される公正労働基準、人身取引及びこの条の規定について、領事館職員に適切な訓練を提供する。

(4) 記録維持

(A) 一般規定 [国務] 長官は、合衆国に滞在する A-3 査証又は G-5 査証を所持する非移民の滞在についての記録を維持し、これには、次の事項を含む。

(i) 非移民が合衆国に入国した時期及び居住国を恒常的に出国した時期

(ii) 雇用主の公式の地位、連絡先及び特権の程度

(iii) 国務省が受領する雇用主の虐待についての主張に関する情報

(c) 先の雇用主に対する訴訟の係属する間における退去強制からの保護

(1) 法的救済を求めるために合衆国に滞在すること。

(A) 苦情申立ての効果 (B)の規定に定める場合を除き、合衆国で働く A-3 査証又は G-5 査証を所持する非移民が、合衆国法典第 18 編第 1595 条⁽⁵⁾に基づく民事訴訟、契約に含まれる条件の違反についての民事訴訟又はその条が対象とする行為に関連して、非移民の雇用の条件及び要件を統制する連邦法、州法又は地方法の違反についての民事訴訟を提起する場合には、司法長官及び国土安全保障長官は、その行為に係る法的手続に完全に及び効果的に参加するために十分な時間、合衆国に合法的に滞在することを非移民に対して許容する。

(B) 除外 (A)に規定する外国人は、次に該当する場合には、(A)に記述される民事訴訟に係る法的手続の完了前に退去強制され得る。

(i) 移民国籍法⁽⁶⁾第 212 条⁽⁷⁾a 項の(2)(A)(i)(II)、(2)(B)、(2)(C)、(2)(E)、(2)(H)、(2)(I)、(3)(A)(i)、(3)(A)(iii)、(3)(B)、(3)(C)又は(3)(F)の規定に基づき入国不許可とされること。

(ii) 移民国籍法第 237 条⁽⁸⁾a 項の(2)(A)(ii)、(2)(A)(iii)、(4)(A)(i)、(4)(A)(iii)、(4)(B)又は(4)(C)の規定に基づき退去強制可能とされること。

(4) 8 U.S.C. § 1375b. 家事労働者及び他の非移民の保護に関する規定。

(5) 本稿に訳出

(6) Immigration and Nationality Act. U.S. Citizenship and Immigration Services, Department of Homeland Security website <<https://www.uscis.gov/legal-resources/immigration-and-nationality-act>> 1952 年に制定されて以降、改正を重ねて現在に至る。多くの条は、「合衆国法典第 8 編 外国人及び国籍」にある。

(7) 8 U.S.C. § 1182. 入国不許可の外国人に関する規定。

(8) 8 U.S.C. § 1227. 退去強制可能な外国人に関する規定。

- (C) 適切な注意義務違反 国土安全保障長官は、司法長官と協議の上で、(A)の規定に定める訴訟を遂行するに当たり、A-3 査証又は G-5 査証を所持する非移民が適切な注意義務に違反したと判断する場合には、[国務]長官は、A-3 査証又は G-5 査証の身分を終了させることができる。
- (2) 就労許可 司法長官及び国土安全保障長官は、(1)の規定に従い合衆国に非移民が滞在する期間に合衆国で雇用されるよう、(1)の規定に定める非移民に許可する。
- (d) 調査及び報告
- (1) 捜査報告
- (A) 一般規定 この法律の制定の日 [2008年12月23日] から180日以内に、及びその後は10年間にわたり、2年ごとに、[国務]長官はこの条の実施につき適切な連邦議会の委員会に報告を提出する。
- (B) 内容 (A)の規定に基づき提出される報告は、次の事項を含む。
- (i) A-3 査証又は G-5 査証を所持する非移民の人身取引又は虐待の申立てを捜査する国務省及び司法省により採られる措置の評価
- (ii) 捜査の結果
- (2) 外交官の被用者及び他の機関の代表の監視の実行可能性に関する報告 この法律の制定の日 [2008年12月23日] から180日以内に、[国務]長官は、次の事項の実行可能性について適切な連邦議会の委員会に報告を提出する。
- (A) 合衆国に入国許可される A-3 査証又は G-5 査証を所持する非移民の処遇を監視するシステムを創設すること。
- (B) 雇用主が、雇用契約の条件に違反する場合に非移民が適切な補償を受けることを保障するための保証金プログラム、補償基金又は保険スキームといった一連の補償へのアプローチ
- (C) (B)の規定に定める提案された補償アプローチのそれぞれに関して、次の提案手続を定める評価と提案
- (i) 権利違反の申立ての裁定
- (ii) 補償の程度の決定
- (iii) プログラム、基金又はスキームの運営
- (e) 法執行捜査への支援 [国務]長官は、外交関係に関するウィーン条約⁽⁹⁾（1961年4月18日締結）の規定に基づき合衆国の義務と調和するよう、A-3 査証又は G-5 査証を所持する非移民の虐待又は搾取に関連する犯罪についての合衆国の法執行権限による捜査に実行可能な限り最大限に協力する。
- (f) 定義 この条において、次のとおりとする。
- (1) A-3 査証 「A-3 査証」とは、移民国籍法第 101 条⁽¹⁰⁾a 項(15)(A)(iii)の規定に従い発行される非移民査証をいう。
- (2) G-5 査証 「G-5 査証」とは、移民国籍法第 101 条 a 項(15)(G)(v)の規定に従い発行される非移民査証をいう。

(9) Vienna Convention on Diplomatic Relations, done at Vienna, April 18, 1961, 23 U.S.T. 3229.

(10) 8 U.S.C. § 1101. 合衆国法典第 8 編第 12 章（移民及び国籍）の用語の定義に関する規定。

- (3) 長官 「長官」とは、国務長官をいう。
- (4) 適切な連邦議会の委員会 「適切な連邦議会の委員会」とは、次のものをいう。
 - (A) 下院の外交委員会及び司法委員会
 - (B) 上院の外交関係委員会及び司法委員会

第 1376 条～第 1382 条 (略)

第 15 章 国境安全強化及び入国査証改革

他の規定

第 1771 条～第 1776 条 (略)

第 1777 条 人の密輸及び人身取引センターの設立

- (a) 設立 人の密輸及び人身取引センター（この条において、以下「センター」）を設立する。
- (b) 運営 国務長官、国土安全保障長官及び司法長官は、センターを、「人の密輸及び人身取引センター憲章⁽¹¹⁾」と題する覚書に従って運営する。
- (c) 職務 大統領が割り当てる他の責任に加え、センターは、次の職務を遂行する。
 - (1) テロリストの移動に関する諜報及び情報の統合及び頒布のための省庁間の取組の中心として機能すること。
 - (2) 別々ではあるが、相互に関連するテロリストの秘密の移動並びに移民の密輸及び人身取引の促進を阻止する合衆国の戦略を支援し、全ての連邦政府機関からの全ての関係情報につき、情報センターとして機能すること。
 - (3) 連邦政府の全ての関係する政策、法執行、外交及び諜報に関する機関の間の協調を保障し、秘密のテロリストの移動並びに移民の密輸及び人身取引の促進に関係する連邦機関に入手可能な全ての情報の有効性を高め、並びに当該情報を違法な活動と戦うために用いられ得る戦術的、作戦的及び戦略的な諜報に変換すること。
 - (4) 国際テロリスト、人の密輸業者及び人身取引加害者並びにその助長者により悪用される可能性のある合衆国国内及び外国の旅行制度の脆弱性に関する戦略的評価を、毎年、連邦議会のために準備し、提出すること。
- (d) 長 国土安全保障長官は、「人の密輸及び人身取引センター憲章」と題する覚書の要求に従い、センター長として、連邦政府職員を指名する。
- (e) センターの職員
 - (1) 一般規定 国土安全保障長官は、関係する省庁の長と協力し、センターに、適切な場合には、次の機関からの出向職員を含む 40 名相当のフルタイム勤務の職務と同等以上の職員を配置することを保障する。
 - (A) 次のものを含む国土安全保障省の機関又は事務所
 - (i) 諜報分析局
 - (ii) 輸送安全局
 - (iii) 合衆国市民権移民局

(11) Human Smuggling and Trafficking Center (HSTC) Charter.

- (iv) 合衆国税関国境保護局
- (v) 合衆国海上保安局
- (vi) 合衆国移民税関執行局
- (B) 次のものを含む他の省庁又は機関
 - (i) 中央情報局
 - (ii) 国防総省
 - (iii) 財務省
 - (iv) 国家テロ対策センター
 - (v) 国家安全保障局
 - (vi) 司法省
 - (vii) 国務省
 - (viii) 他の関係する省庁
- (2) 出向する者の専門性 国土安全保障長官は、(1)の規定の下で言及される省庁又は他の機関の長と協力し、その規定に基づき出向する者が、次に該当する適切な数の職員を含むことを保障する。
 - (A) 人の密輸、人身取引又はテロリストの移動に関係して、証明される経験を有する諜報分析官又は特別諜報員
 - (B) 次の分野において経験を有する者
 - (i) 領事館事項
 - (ii) テロ対策
 - (iii) 刑事法執行
 - (iv) 諜報分析
 - (v) 文書詐欺の阻止及び検出
 - (vi) 国境検査
 - (vii) 移民執行
 - (viii) 人身取引及び深刻な態様の人身取引対策
- (3) 職員管理の向上
 - (A) 一定の地位における役務のためのインセンティブ
 - (i) 一般規定 国土安全保障長官及び他の関連機関の長は、特に少なくとも2年の期間服務するセンターの職員につき、役務のためにインセンティブを提供する規則を作成し、職員施策を公表する。
 - (ii) インセンティブの形態 (i)の規定の下でのインセンティブには、長官及び他の機関の長が適切と考慮するところに従い、金銭的インセンティブ、賞与及び他の報奨金及びインセンティブを含む。
 - (B) センターの役務における昇進の促進 法律の他の規定にかかわらず、国土安全保障長官及び他の関係する省庁の長は、センターに割り当てられ、又は出向する職員が、割当て又は出向の対象とならない職員と同等又はより高い率で昇進の考慮の対象とされるべきことを保障する。ただし、(B)は、1980年外国支援法⁽¹²⁾の規定に服する職員の場合

(12) Foreign Service Act of 1980, P.L. 96-465. <<https://uscode.house.gov/statutes/pl/96/465.pdf>>

には適用されない。

(f) 行政的支援及び資金 国土安全保障長官は、センターに対し、行政的支援及び維持管理のために必要な資金を提供する。これには、センターが職務を遂行するために必要な人件費、場所のリース、供給品、設備、技術、訓練及び旅費が含まれる。

(g) 報告

(1) 当初報告 2004年12月17日⁽¹³⁾から180日以内に、大統領はこの条の執行に関する報告を連邦議会に送付する。これには、センターの職員及び資源の必要性の説明を含む。

(2) 追加報告 9月11日委員会勧告の実施に関する2007年法⁽¹⁴⁾の制定の日〔2007年8月3日〕から180日以内に、大統領は、センターの運営及びセンターが遂行する活動について、次の事項の説明を含む報告を、連邦議会に送付する。

(A) センターに参加する各省庁の役割及び責任

(B) 各省庁間の情報共有のために用いられる仕組み

(C) 各省庁からセンターに提供される職員

(D) センターが提供する情報及び報告の種別

(E) 外国人の違法な移動に関係する情報を蓄積する集権化される連邦政府データベースを作成するセンターの取組。これには、当該データベースの説明及びデータベースに用いられる情報が収集され、蓄積され、及び共有されることにおいて利用される手法の説明を含む。

(F) センターが、その取組に集中し、前進させるための諜報の利用を保障するために各省庁が資源を用いる方法

(G) センターのネットワークシステムを統合する取組

(H) センターから諜報分析局への国土安全保障情報の共有の仕組み。これには、その共有が第1016条b項⁽¹⁵⁾と調和する方法を含む。

(I) センターに参加する職員が、人の密輸、人身取引及びテロリストの移動に関する問題について必要なデータベースに自由にアクセスし、情報を共有することにおける能力

(J) 職員の文民としてのキャリア・パスに、センターの職員としての配属を組み込む方法

(K) 協力及び協議の取組。これには、人の密輸、人身取引及びテロリストの移動に関連する問題についての参加省庁の間での合意覚書を含む。

(h) 国家テロ対策センター (National Counterterrorism Center: NCTC)⁽¹⁶⁾との関係 テロリストの移動と戦う使命の一部として、センターは、国家テロ対策センターの取組を支援する。

(i) 諜報分析局⁽¹⁷⁾との協力 諜報分析局は、センターと協力して、人の密輸、人身取引及びテロリストの移動に関するテロリストの脅威に関する定期報告書を、州、地方及び部族の法執行機関に提出する。

(13) この条を設ける法律 (Intelligence Reform and Terrorism Prevention Act of 2004, P.L.108-458) の制定日。

(14) Implementing Recommendation of the 9/11 Commission Act of 2007, P.L.110-53. <<https://www.congress.gov/110/plaws/publ53/PLAW-110publ53.pdf>>

(15) 6 U.S.C. § 485(b). 国家安全保障及びプライバシーに関する法規定と調和して、テロ情報を共有する環境を整備することに関する規定。

(16) この条のe項(1)(B)(iv)に掲げられる機関。2004年設立。国家情報長官局 (Office of the Director of National Intelligence) の下にある組織で、国内外のテロ情報を収集し、テロ分析を提供し、情報機関等と情報共有し、政府全体で全米対テロ目標を行うよう促すことで、合衆国のテロ対策への取組を指導し、統合することを使命とする。

(17) この条のe項(1)(A)(i)に掲げられる機関。2007年設立。

第 1778 条（略）

第 18 編 犯罪及び刑事手続

第 I 部 犯罪

第 63 章 郵便詐欺及び他の詐欺犯罪

第 1341 条～第 1350 条（略）

第 1351 条 外国労働契約における詐欺

- (a) 合衆国国内での労働 雇用に関する実質的に誤っているか、又は詐欺的な外形、提示又は約束の手段により、合衆国国内で雇用する目的のために、故意に及び詐欺の意図をもって、合衆国国外で人を募集し、誘引し、若しくは雇用する者若しくは合衆国国外で他者に人を募集させ、誘引させ、若しくは雇用させる者又はその未遂を行う者は、この編 [第 18 編 犯罪及び刑事手続] に基づく罰金若しくは 5 年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。
- (b) 合衆国国外での労働 雇用に関する実質的に誤っているか、又は詐欺的な外形、提示又は約束の手段により、合衆国国外で行う合衆国政府契約、合衆国国外の合衆国軍隊の展開若しくは使命又は合衆国政府により所有され、若しくは統制される合衆国国外の財産若しくは不動産について行われる雇用の目的のために、故意に及び詐欺の意図をもって、合衆国国外で人を募集し、誘引し、若しくは雇用する者若しくは合衆国国外で他者をして募集させ、誘引させ、若しくは雇用させる者又はその未遂を行う者は、この編に基づき罰金若しくは 5 年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

第 77 章 奴隷的労働、奴隷状態及び人身取引

第 1581 条 奴隷的労働；執行妨害

- (a) 奴隷的労働の状態に人を保持し、若しくは戻す者又は奴隷的労働の状態に置く意図で、若しくは戻す意図をもって人を拘束する者は、この編 [第 18 編] に基づく罰金⁽¹⁸⁾若しくは 20 年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。この条の違反が死をもたらす場合又は違反が誘拐若しくは誘拐未遂、加重性的虐待若しくは加重性的虐待の未遂若しくは殺人未遂を含む場合には、被告人はこの編に基づき罰金若しくは有期若しくは終身の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。
- (b) この条の執行を妨害し、妨害の未遂を行い、又はいかなる手段においても介入し、若しくは阻止する者は、a 項の規定に従い処罰する。

第 1582 条（略）

第 1583 条 奴隷状態への勧誘

- (a) 次の各号のいずれかに該当する者は、この編 [第 18 編] に基づき罰金若しくは 30 年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(18) 合衆国法典第 18 編第 3571 条（罰金の命令）の定めに従い徴収される。

- (1) 人を非自発的な苦役の目的で売却する意図又は奴隷として保持させる意図をもって、誘拐し、又は連れ去る者
 - (2) 人を奴隷とし、若しくは奴隷として保持させる意図又は奴隷とし、若しくは奴隷として保持させるために国外に送ることを意図して、当該人に船に乗るよう又は別の場所に行くよう勧誘し、説得し、又は誘導する者
 - (3) この条の執行を妨害し、妨害の未遂を行い、又はいかなる手段においても介入し、若しくは阻止する者
- (b) この条に違反する者は、次のいずれかの場合には、この編に基づく罰金若しくは有期若しくは無期の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。
- (1) 違反が被害者の死をもたらす場合
 - (2) 違反に誘拐、誘拐の未遂、加重性的虐待、加重性的虐待の未遂又は殺人未遂が含まれる場合

第 1584 条 非自発的苦役を目的とする売却

- (a) 意図的及び故意に、人をいかなる期間においても、非自発的苦役を目的として保持し、若しくは非自発的苦役の状態に置くよう売却する者又はその状態にある人を合衆国に連れてくる者は、この編 [第 18 編] に基づく罰金若しくは 20 年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。この条の違反が死をもたらす場合又は違反が誘拐若しくは誘拐の未遂、加重性的虐待若しくは加重性的虐待の未遂若しくは殺人未遂を含む場合には、被告人はこの編に基づく罰金若しくは有期若しくは終身の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。
- (b) この条の執行を妨害し、妨害の未遂を行い、又はいかなる手段においても介入し、若しくは阻止する者は、a 項の規定に従い処罰する。

第 1585 条～1586 条 (略)

第 1587 条 奴隷船の保持

合衆国の管轄内にある川、港、港湾、入江又は公海にある又はその沖に停船する船の船長、商船の船長又は司令官であって、奴隷として人を売却する目的で当該人を乗船させ、又はその目的で当該人を下船させる者は、この編 [第 18 編] に基づく罰金若しくは 10 年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

第 1588 条 (略)

第 1589 条 強制労働

- (a) 次の手段の一又はその組合せにより、人の労働又は役務を故意に提供し、又は収受する者は、d 項の規定に基づく定めに従い、処罰される。
- (1) 当該人又は他の人に対する暴行、暴行の脅迫、身体拘束又は身体拘束の脅迫の手段
 - (2) 当該人又は他の人に対する深刻な傷害又は深刻な傷害の脅迫の手段
 - (3) 法律又は法的手続の濫用又は濫用の脅迫の手段
 - (4) 人がその労働又は役務を遂行しなければ、当該人又は他の人が深刻な傷害又は身体的拘束を被ると信じさせることを意図する計画、プラン又は企画の手段
- (b) a 項の規定に定める手段により、労働又は役務を提供し、又は収受することに従事する事業に加担することから、金銭的に又は何らかの価値のある物を受領することにより、故意に利得を得る者は、d 項の規定の定めに従い処罰される。
- (c) この条において、次のとおりとする。

- (1) 「法律又は法的手続の濫用又は濫用の脅迫」とは、人にある行為をさせ、又はある行為を止めさせる圧力をかけるために、法律の趣旨に反する手法で、又はその目的のために、行政上、民事上又は刑事上であると問わず、法律又は法的手続を利用し、又は利用の脅迫を行うことをいう。
- (2) 「深刻な傷害」とは、身体的であると非身体的であると問わず、心理的、金銭的又は名声に関する傷を含む傷害をいい、全ての状況に鑑みて、同じ背景及び状況にある合理的な人に強制をもって、当該傷害を被ることを避けるために労働又は役務の提供を行わせるか、又は提供を継続させるのに十分な深刻度を有するものをいう。
- (d) この条に違反する者は、この編に基づく罰金若しくは20年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。この条の違反が死をもたらす場合又は違反が誘拐、誘拐の未遂、加重性的虐待若しくは殺人未遂を含む場合には、被告人を、この編に基づく罰金若しくは有期若しくは終身の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

第1590条 奴隷的労働、奴隷状態、非自発的苦役又は強制労働を目的とする人身取引

- (a) この編のこの章〔第77章 奴隷的労働、奴隷状態及び人身取引〕⁽¹⁹⁾に違反して労働又は役務のために、人をいかなる手段によっても故意に募集し、蔵匿し、輸送し、提供し、又は收受する者は、この編に基づく罰金若しくは20年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。この条の違反が死をもたらす場合又は違反が誘拐、誘拐の未遂、加重性的虐待、加重性的虐待の未遂若しくは殺人未遂を含む場合には、被告人を、この編に基づく罰金若しくは有期若しくは終身の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。
- (b) この条の執行を妨害し、妨害の未遂を行い、又はいかなる手段においても介入し、若しくは阻止する者は、a項の規定に従い処罰する。

第1591条 児童の性目的人身取引又は暴行、詐欺若しくは威圧による性目的人身取引

- (a) 故意に次のいずれかの行為を行う者は、暴行、詐欺若しくはe項(2)に定める威圧の手段又はその手段の組合せが、人を商業的性行為に従事させるという事実又は人が18歳未満であるのに商業的性行為に従事させるという事実を、故意に又は(1)の規定の違反を構成する行為が広告である場合を除き、不注意により見落とす者は、b項の規定に従い処罰する。
- (1) 州際通商若しくは外国通商において、若しくはそれに影響を与えて、又は合衆国の特別の海上及び領域的な管轄において、いかなる手段にせよ、人を募集し、誘引し、蔵匿し、輸送し、提供し、收受し、広告し、維持し、顧客となり、又は誘うこと。
- (2) (1)の規定において違反と定める行為に従事する事業に加担することで、金銭的に又は何らかの価値のある物を受領することにより、利益を得ること。
- (b) a項の規定に定める犯罪の処罰は、次のいずれかとする。
- (1) 犯罪が暴行、暴行の脅迫、詐欺若しくはe項(2)に規定する威圧の手段若しくはその組合せにより行われる場合又は募集され、誘引され、蔵匿され、輸送され、提供され、收受され、広告され、維持され、顧客を取られ、若しくは誘われる者が、犯罪の時点で14歳未満である場合には、この編〔第18編〕に基づく罰金及び15年以上の有期刑又は終身刑に処す。

(19) 本稿に訳出

- (2) 犯罪がそのように行われない場合に、募集され、誘引され、蔵匿され、輸送され、提供され、收受され、広告され、維持され、顧客を取らされ、又は誘われる者が犯罪の時点で14歳以上18歳未満であるときは、この編に基づく罰金及び10年以上の有期刑又は終身刑に処す。
- (c) 募集され、誘引され、蔵匿され、輸送され、提供され、收受され、広告され、維持され、顧客を取らされ、又は誘われる者を観察する相当の機会を有する被告人についてのa項(1)の規定に基づく訴追において、政府は、被告人が、その者が18歳未満であるという事実を知っていること又は不注意により見落とすことを証明する必要はない。
- (d) この条の執行を妨害し、妨害の未遂を行い、又はいかなる手段においても介入し、若しくは阻止する者は、この編に基づく罰金若しくは25年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。
- (e) この条において、次のとおりとする。
- (1) 「法律又は法的手続の濫用又は濫用の脅迫」とは、人にある行為をさせ、又はある行為を止めさせる圧力をかけるために、法律の趣旨に反する方法で又はその目的のために、行政上、民事上又は刑事上であるとを問わず、法律又は法的手続を利用し、又は利用の脅迫を行うことをいう。
- (2) 「威圧」とは、次のいずれかをいう。
- (A) 人に対する深刻な傷害又は身体的拘束の脅迫
- (B) 人がある行為を行わないことにより、何人かが深刻な傷害又は身体的拘束を受けるとその者に信じさせることを意図する計画、プラン又は企画
- (C) 法律又は法的手続の濫用又は濫用の脅迫
- (3) 「商業的性行為」とは、その対価として人に何らかの価値が提供され、又は受領される性行為をいう。
- (4) 「事業への加担」とは、a項(1)の規定の違反を故意に支援し、支持し、又は促進することをいう。
- (5) 「深刻な傷害」とは、身体的であると非身体的であるとを問わず、心理的、金銭的又は名声に関する傷を含む傷害をいい、全ての状況に鑑みて、同じ背景及び状況にある合理的な人に強制をもって、当該傷害を被ることを避けるために商業的性的活動を行わせるか、又は提供を継続させるのに十分な深刻度を有するものをいう。
- (6) 「事業」とは、法的主体であるか否かにかかわらず、事実として連携する2人以上の団体をいう。

第1592条 人身取引、奴隷的労働、奴隷状態、非自発的苦役又は強制労働を助長する文書に関する違法行為

- (a) 他人の真正の若しくは虚偽の旅券若しくは他の入国申請書類又は他の真正若しくは虚偽の政府発行の身分証明書を、次のいずれかの場合に故意に破壊し、隠匿し、除去し、没収し、又は所持する者は、この編〔第18編〕に基づく罰金若しくは5年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第1581条⁽²⁰⁾、第1583条⁽²¹⁾、第1584条⁽²²⁾、第1589条⁽²³⁾、第1590条⁽²⁴⁾、第1591条⁽²⁵⁾又は第1594条a項⁽²⁶⁾の規定に対する違反の過程で行う場合
- (2) 第1581条、第1583条、第1584条、第1589条、第1590条又は第1591条の規定に違反する故意を有する場合
- (3) 人が2000年人身取引被害者保護法第103条⁽²⁷⁾に定められる深刻な態様の人身取引⁽²⁸⁾の被害者である場合又は過去に被害者であった場合に、その者の労働又は役務を維持するために、法的な権限なく人の移動又は旅行の自由を阻止し、若しくは制限し、又は阻止の未遂若しくは制限の未遂を行う場合
- (b) その行為が人身取引に起因し、又は付随する場合に、2000年人身取引被害者保護法第103条に定める深刻な態様の人身取引の被害者である者又は過去に被害者であった者の行為にはa項の規定は適用されない。
- (c) この条の執行を妨害し、妨害の未遂を行い、又はいかなる手段においても介入し、若しくは阻止する者は、a項の規定に従い処罰する。

第1593条 義務的損害填補

- (a) 第3663条⁽²⁹⁾又は第3663A条⁽³⁰⁾にかかわらず、及び法律により授権される他の民事罰又は刑事罰に加えて、裁判所はこの章〔第77章〕に基づく犯罪の損害填補を命じる。
- (b)
- (1) この条に基づく損害填補命令は、(適切な裁判手続を通して)被告人から被害者に対して、b項(3)の規定に基づく裁判所による判断に従い、被害者の損失の全額を支払うように指示する。
- (2) この条に基づく損害填補命令は、第3663A条に基づく命令と同じ方法で、第3664条⁽³¹⁾に従って発出され、及び執行されなければならない。
- (3) この〔b〕項においては、「被害者の損失の全額」とは、第2259条c項(2)⁽³²⁾の規定に定めるのと同じ意味を有し、それに加えて、被害者の役務若しくは労働が被告人に与える総収入若しくは価値又は公正労働基準法⁽³³⁾による最低賃金及び超過勤務手当の定めに基づ

(20) 同上

(21) 同上

(22) 同上

(23) 同上

(24) 同上

(25) 同上

(26) 同上

(27) 22 U.S.C. § 7102. 「合衆国法典第22編 外交関係及び交渉 第78章 人身取引被害者の保護」の用語の定義を定める規定。

(28) 連邦法は、「人身取引」自体を定義しないが、「深刻な態様の人身取引 (severe forms of trafficking in persons)」を次のように定義する (22 U.S.C. § 7102(11))。

(a) 商業的性行為が暴行、詐欺若しくは威圧により誘引される場合又はその行為を行うよう誘引される者が18歳未満である場合の性目的人身取引

(b) 非自発的苦役、奴隷状態、日雇労働、債務拘束又は奴隷制に服せしめる目的をもって、暴行、詐欺又は威圧の利用を通じて、労働又は使役の目的で人を募集し、隠匿し、輸送し、提供し、又は受領すること。

(29) 18 U.S.C. § 3663. 損害填補命令に関する規定。

(30) 18 U.S.C. § 3663A. 一定の犯罪被害者に対する義務的損害填補に関する規定。

(31) 18 U.S.C. § 3664. 損害填補命令の発出及び執行のための手続に関する規定。

(32) 被害者の損失の全額として、(1)医療サービス費、(2)リハビリ費、(3)輸送費、一時的住居費等、(4)逸失賃金、(5)弁護士費用等、(6)被害者が受ける他の関連費用を掲げる。

(33) Fair Labor Standards Act, 29 U.S.C. 201 et seq.

き保障される被害者の労働の価値のいずれか大きい方を含む。

(4) この [b] 項の規定に基づく財産の没収は、規制薬物法第 413 条⁽³⁴⁾（ただし、d 項を除く。）の規定により統制される。

(c) この条において、「被害者」とは、この章の規定に基づく犯罪の結果として傷害を受ける者をいい、被害者が、18 歳未満、無能力者、行為無能力者又は死者である場合には、被害者の法定代理人、被害者の遺産管財人若しくは他の家族又は裁判所により適切であるとして指名される者を含む。ただし、いかなる場合であっても、被告人は管財人又は代理人に指名されてはならない。

第 1593A 条 奴隷的労働、奴隷状態及び人身取引から得る金銭的利得

事業がこの章 [第 77 章] の違反に従事するという事実を故意に又は不注意により見落とし、同章の規定に違反する行為に従事する事業に加担し、金銭的に又は何らかの価値のある物を受領することにより、故意に利得を得る者は、各条の違反の既遂と同様に、この編 [第 18 編] に基づき罰金又は拘禁刑に処す。

第 1594 条 一般規定

(a) 第 1581 条⁽³⁵⁾、第 1583 条⁽³⁶⁾、第 1584 条⁽³⁷⁾、第 1589 条⁽³⁸⁾、第 1590 条⁽³⁹⁾又は第 1591 条⁽⁴⁰⁾の違反の未遂は、その条の既遂と同様に処罰する。

(b) 人と共謀して、第 1581 条、第 1583 条、第 1589 条、第 1590 条又は第 1592 条⁽⁴¹⁾の違反を遂行する者は、その条の既遂と同様に処罰する。

(c) 人と共謀して第 1591 条の違反を遂行する者は、この編 [第 18 編] に基づく罰金若しくは有期若しくは終身の刑に処し、又はこれを併科する。

(d) 裁判所は、この章 [第 77 章] の違反により有罪とされる者に対する刑の宣告に当たり、科される他の刑に加え、及び州法の規定にかかわらず、当該者から合衆国のために次の物を没収するよう命ずる。

(1) 違反を遂行し、又は助長することに関係し、利用され、又は利用されることを意図する不動産又は動産におけるその者の利益及びそれに起因する財産

(2) 違反の結果としてその者が直接若しくは間接に入手する利得を構成し、若しくはそれに起因する不動産若しくは動産の財産又はそれに起因する財産

(e)

(1) 次の物は合衆国のために没収され、それに対する財産権は消滅する。

(A) この章の違反を遂行し、又は助長することに関係し、利用され、又は利用されることを意図する不動産又は動産の財産及びそれに起因する財産

(B) この章の違反に起因する利得を構成し、又はそれに起因する不動産又は動産の財産

(2) 民事没収に関係するこの編の第 46 章の規定は、e 項に基づく差押え又は民事没収に適用される。

(34) Controlled Substances Act, 21 U.S.C. § 853. 刑事没収について定める規定。

(35) 本稿に訳出

(36) 同上

(37) 同上

(38) 同上

(39) 同上

(40) 同上

(41) 同上

(f) 没収財産の移転

- (1) 一般規定 法律の他の規定にかかわらず、司法長官は、この章の違反に起因する被害者損害填補命令を満たすために、この条に従う没収資産又はその売却から生じる収益を移転する。
- (2) 優先順位 (1)の規定に従う移転は、資産又はその収益に対する他の権利に優先する。
- (3) 没収されない資産の移転 (1)の規定に従う移転は、没収されない資産の利用を通じて損害填補命令の全額を満たすこと又は没収されない資産の利用を通じてこの〔f〕項の規定に基づき移転される資産又は収益の価値のために、司法長官に対して償還することにつき、この章の違反により有罪判決を受ける者の義務を減ずるか、又は別に緩和することはない。

(g) 証人の保護

この章の違反は、第 224 章（証人保護に関するもの）の適用の目的のために組織犯罪活動又は他の重大な犯罪とみなされる。

第 1595 条 民事救済

(a) この章〔第 77 章〕の違反による被害者である人は、適当な連邦地方裁判所において、加害者（又は、この章に違反する行為に従事すると知っている又は知っているべきでありながら、事業への加担から金銭又は何らかの価値の利益を故意に得る者）に対する民事訴訟を提起し、損害賠償及び相当の弁護士費用を回収することができる。

(b)

- (1) a 項の規定に基づき提起される民事訴訟は、その原告が被害者となる同一の事件に起因する刑事活動の係属中は、停止される。
- (2) この〔b〕項において、「刑事活動」とは、捜査及び訴追を含み、事実審裁判所における最終判決までの間は係属中とされる。

(c) a 項の規定に基づき提起される民事訴訟は、次のいずれか遅い方までに開始されるのでなければ、成立しない。

- (1) 訴訟原因が生じてから 10 年
- (2) 被害者が主張される犯罪の時点で未成年者である場合には、18 歳に達してから 10 年

(d) 州司法長官⁽⁴²⁾が、その州の州民の利益が第 1591 条の規定に違反する者により影響を受け、影響を受けると脅され、又は悪影響を及ぼされると信じる理由がある場合には、州司法長官は、適切な救済を得るために適切な連邦地方裁判所に対し、州民を代理して、当該者に対する民事訴訟を提起することができる。

第 1595A 条 民事差止め

(a) 一般規定 人がこの章〔第 77 章〕、第 110 章若しくは第 117 章⁽⁴³⁾〔違法な性的活動及び関連する犯罪のための輸送〕の違反を構成し、若しくは将来構成する行為に従事する若しくはこれから従事する外形がある場合又はこの章、第 110 章若しくは第 117 章の違反を行う第 371 条⁽⁴⁴⁾の規定に基づき共謀に従事する若しくはこれから従事する外形がある場合には、司法長官は、その行為の禁止命令を求めて連邦地方裁判所に民事訴訟を提起することができる。

(b) 裁判所の行為 裁判所は、a 項の規定に基づき提起される民事訴訟の聴聞及び判決を実行

(42) 連邦の司法長官に対応する州の役職を指す。

(43) 本稿に訳出

(44) 18 U.S.C. § 371. 合衆国に対する犯罪又は合衆国に対する詐欺の共謀に関する規定。

可能な限り迅速に進行させ、最終判決の前のいかなる時にも、その保護のために民事訴訟が提起される合衆国、人又は人の集団に継続的で実質的な傷害を与えることを阻止するよう認められる差止命令、禁止命令又は他の処分を発出することができる。

(c) 手続

(1) 一般規定 この条に基づく手続には、連邦民事訴訟規則が適用される。ただし、被告人に不利な正式起訴状⁽⁴⁵⁾が裁判所に提出される場合には、証拠開示には連邦刑事訴訟規則が適用される。

(2) 非公開手続 正式起訴状が裁判所に提出される前に又は被告人に不利な正式起訴状が非公開である間に、a項の規定に基づき民事訴訟が提起される場合には、次のとおりとする。

(A) 裁判所は、民事訴訟を非公開とすること。

(B) 正式起訴状が公開される場合には、裁判所は、民事訴訟を非公開に保つ十分な理由が存在するときを除き、民事訴訟を公開とすること。

(d) 解釈規則 この条は、合衆国憲法第1修正⁽⁴⁶⁾の規定に基づき保障される権利の行使を簡略化するように解釈されず、又は適用されない。

第1596条 一定の人身取引犯罪についての管轄権の拡大

(a) 一般規定 国内の管轄権又は別に法律により定める域外管轄権に加えて、連邦裁判所は、次の場合には、第1581条、第1583条、第1584条、第1589条、第1590条又は第1591条の規定に基づく犯罪（又はその犯罪の未遂若しくは共謀）につき域外管轄権を有する。

(1) 被告人とされる者が、合衆国国民又は永住権のために合法的に滞在を許可される外国人であること（文言は、移民国籍法第101条⁽⁴⁷⁾の定義に従う。）。

(2) 被告人とされる者の国籍にかかわらず、その者が合衆国に滞在すること。

(b) 他国において訴追される犯罪の訴追制限 合衆国により確認される管轄権に従い、外国政府が、当該犯罪を構成する行為のために人を過去に訴追したか、又は現在訴追を進行中である場合には、この条に基づく当該人に対する訴追は開始されない。ただし、その権限を委任できない司法長官若しくは司法副長官（又はそのいずれかの者を代行する者）の承認がある場合を除く。

第1597条 入国申請書類に関する違法な行為

(a) 入国申請書類の破壊、隠匿、取上げ、没収又は所持 人が、他者の真正の又は虚偽の旅券又は他の入国申請書類を、次のいずれかに該当する場合に、故意に破壊し、隠匿し、除去し、没収し、又は所持することは違法である。

(1) この編〔第18編〕の第1351条⁽⁴⁸⁾又は移民国籍法第274条⁽⁴⁹⁾に違反する過程におけること。

(2) この編の第1351条又は移民国籍法第274条に違反する意図を有すること。

(45) 大陪審の認可を経て裁判所に提出される起訴状。合衆国では、検察官が起草する正式起訴状案に、大陪審が起訴を相当とする決定をすることにより、正式起訴状となる。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.440。

(46) 信教、言論、出版及び集会の自由を定める規定。

(47) 前掲注(10)

(48) 本稿に訳出

(49) 8 U.S.C. § 1324. 外国人を通関港等以外の場所を通して合衆国に入国させること又は法律違反により外国人が合衆国に入国することを故意に又は不注意により見落とすこと等を処罰する規定。

- (3) 人の労働の提供を法的権限なしに、維持し、阻止し、又は制限する目的を有すること。
- (b) 罰則 a項の規定に違反する者は、この編に基づく罰金若しくは1年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。
- (c) 妨害 この条の執行を故意に妨害し、妨害の未遂を行い、又はいかなる手段においても介入し、若しくは阻止する者は、b項の規定に定める罰則に服する。

第117章 違法な性的活動及び関連する犯罪のための輸送

第2421条 輸送一般

- (a) 一般規定 州際通商若しくは外国通商において又は合衆国の領土若しくは占有地において、人を売春又は刑事罰を科され得る他の性的行為に従事させる意図をもって、故意に輸送する者又はその未遂を行う者は、この編〔第18編〕に基づく罰金若しくは10年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。
- (b) 州司法長官⁽⁵⁰⁾による違反の訴追要請
- (1) 一般規定 司法長官は、要請を受け入れることが司法行政を損なうと判断するのでなければ、この条の違反の訴追のために、州又は地方の検察官の横断的な任命を求める州司法長官の要請を受け入れる。
- (2) 拒否の理由 司法長官が(1)の規定に基づく要請を拒否する場合には、要請を受理した日から60日以内に、州司法長官に対して、拒否の詳細な理由を提供する。

第2421A条 売春の助長又は促進及び性目的人身取引の不注意による見落とし

- (a) 一般規定 人の売春を助長し、又は促進する意図をもって、州際通商若しくは外国通商の手段を用い、又は州際通商若しくは外国通商において若しくはそれに影響を与えて、(1934年通信法第230条⁽⁵¹⁾f項に定義する)双方向コンピュータ・サービスを所有し、運営し、若しくは運用し、又はその共謀若しくは未遂を行う者は、この編〔第18編〕に基づく罰金若しくは10年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。
- (b) 加重違反 人の売春を助長し、又は促進する意図をもって、州際通商若しくは外国通商の手段を用い、又は州際通商若しくは外国通商において若しくはそれに影響を与えて、(1934年通信法第230条f項に定義する)双方向コンピュータ・サービスを所有し、運営し、若しくは運用し、又はその共謀若しくは未遂を行う者が、次のいずれかに該当する場合には、この編に基づく罰金若しくは25年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。
- (1) 5名以上の売春を助長し、又は促進する場合
- (2) 当該行為が、第1591条a項⁽⁵²⁾の規定に違反して、性目的人身取引に貢献する事実を、不注意で見落としとして行為する場合
- (c) 民事回復 第2421A条b項の規定に違反する理由により傷害を受ける者は、適切な連邦地方裁判所における訴訟において、損害賠償及び相当の弁護士費用を回復することができる。

(50) 前掲注(42)参照。

(51) 47 U.S.C. § 230. この条文は、1996年通信品位法第230条としても知られ、インターネットに掲載される資料につき、プロバイダ等の権利を一定の範囲に限定する等を定める規定である。神足祐太郎「権利侵害とプロバイダの責任 —インターネット上の名誉毀損への対応—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.919, 2016. 8.25, pp.6-7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10189094_po_0919.pdf?contentNo=1>

(52) 本稿に訳出

- (d) 義務的損害填補 第 3663 条⁽⁵³⁾又は第 3663A 条⁽⁵⁴⁾の規定にかかわらず及び法律により授権される他の民事罰又は刑事罰に加え、b 項(2)の規定の違反のために、裁判所は損害填補を命ずる。損害填補の範囲と性質は、第 2327 条 b 項⁽⁵⁵⁾と一致する。
- (e) 積極的抗弁⁽⁵⁶⁾ a 項又は b 項(1)の規定に違反する起訴内容に対し、助長又は促進が行われる法域においては、売春の助長又は促進が合法であることを被告人が証拠の優越⁽⁵⁷⁾により証明する場合には、積極的抗弁が成立する。

第 2422 条 (略)

第 2423 条 未成年者の輸送

- (a) 犯罪に当たる性的活動に従事させる意図による輸送 18 歳未満の者を、売春又は刑事罰を科され得る性的活動に従事させる意図をもって、州際通商若しくは外国通商において、又は合衆国の準州、領土若しくは占有地において、故意に輸送する者は、この編 [第 18 編] に基づく罰金及び 10 年以上の拘禁刑に処し、又は終身刑に処す。
- (b) 違法な性的行為を行う意図による移動 人と違法な性的行為を行う目的で、州際通商において若しくは合衆国国内へ移動する者又は外国通商において移動する合衆国市民若しくは合衆国に永住権のために入国許可される外国人は、この編に基づく罰金若しくは 30 年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。
- (c) 外国において違法な性的行為を行うこと 外国通商において移動し、又は一時的であるか恒久的であるかを問わず、外国に居住する合衆国市民又は永住権のために入国許可される外国人が、人と違法な性的行為を行う場合には、この編に基づく罰金若しくは 30 年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。
- (d) 補助的な犯罪 人が違法な性的行為を行う意図で州際通商又は外国通商において移動することを知りながら、商業的利益又は私的利益を目的として、その移動を手配し、誘引し、あっせんし、又は助長する者は、この編に基づく罰金若しくは 30 年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。
- (e) 未遂及び共謀 a 項、b 項、c 項又は d 項に違反する未遂又は共謀は、その項の既遂と同様に処罰せられる。
- (f) 定義 この条において、「違法な性的行為」とは、次のいずれかをいう。
- (1) 合衆国の特別の海上及び領域的な管轄において行われる場合には、第 109A 章 [性的虐待] に違反する 18 歳未満の者との (第 2246 条⁽⁵⁸⁾の規定に定める) 性的行為
 - (2) 18 歳未満の者との (第 1591 条⁽⁵⁹⁾の規定に定める) 商業的性行為
 - (3) (第 2256 条⁽⁶⁰⁾第 8 項の規定に定める) 児童ポルノの製造
- (g) 抗弁 f 項(2)の規定に定める違法な性的行為によるこの条に基づく訴追においては、被告

(53) 前掲注(29)

(54) 前掲注(30)

(55) 18 U.S.C. § 2327(b). 第 3663A 条に基づく命令と同じ方法で、第 3664 条に従って発出され、及び執行されると定める規定。前掲注(31)

(56) 訴訟において請求を根拠付けるために主張されている事実を前提とした上で、新たな事実を主張して請求を理由付けること。田中ほか編 前掲注(45), p.34.

(57) ある事実についての証拠の重さ、証明力が全体として、相手方のそれよりも優越していること。同上, p.658.

(58) 18 U.S.C. § 2246. 合衆国法典第 18 編第 109A 章 (性的虐待) のために用語の定義を定める規定。

(59) 本稿に訳出

(60) 18 U.S.C. § 2256. 合衆国法典第 18 編第 110 章 (児童に対する性的搾取及び他の虐待) のために用語の定義を定める規定。

人が商業的性行為を行った相手が18歳に達していると相当に信じたとの抗弁には、明白かつ確信を抱くに足る証明⁽⁶¹⁾が必要とされる。

第2424条～第2425条（略）

第2426条 再犯者

(a) 拘禁刑の上限 先に性犯罪により有罪判決を受ける者に対する、この章〔第117章〕の違反のための拘禁刑の上限は、同章に別に定める拘禁刑の3倍とする。ただし、第3559条e項⁽⁶²⁾が適用される場合を除く。

(b) 定義 この条において、次のとおりとする。

(1) 「先に性犯罪により有罪判決」とは、次のいずれかの犯罪のための有罪判決をいう。

(A) この章〔第117章〕、第109A章、第110章〔児童に対する性的搾取及び他の虐待〕又は第1591条⁽⁶³⁾の規定に基づくもの

(B) 行為が合衆国の特別の海上又は領域的な管轄において行われる場合には、(A)に言及する章の下の犯罪に該当する行為から成る犯罪のために、州法の規定に基づくもの

(2) 「州」とは、合衆国の州、コロンビア特別区及び合衆国の準州、領土又は占有地をいう。

第2427条（略）

第2428条 没収

(a) 一般規定 裁判所は、この章〔第117章〕の違反により有罪とされる者に対する刑の宣告に当たり、科される他の刑に加え、及び州法の規定にかかわらず、その者から合衆国のために次の物を没収するよう命ずる。

(1) 違反を遂行し、又は助長することに利用され、又は利用されることを意図する不動産又は動産におけるその者の利益

(2) 違反の結果としてその者が直接又は間接に入手する利得を構成し、又はそれに起因する不動産又は動産

(b) 没収に服する財産

(1) 一般規定 次の物は合衆国のために没収され、それらに対する財産権は消滅する。

(A) この章の違反の遂行又はその促進に用いられる又は用いることが意図される不動産又は動産

(B) この章の違反に起因する収益を構成し、又はこれから生ずる不動産又は動産

(2) 第46章の適用可能性 民事没収に関係するこの編の第46章の規定は、b項の規定に基づく差押え又は民事没収に適用される。

第2429条 義務的損害填補

(a) 第3663条⁽⁶⁴⁾又は第3663A条⁽⁶⁵⁾にかかわらず、及び法律により授権される他の民事罰又は刑事罰に加えて、裁判所はこの章〔第117章〕の規定に基づく犯罪の損害填補を命じる。

(61) 民事訴訟では、事実の証明は、一般に、証拠の優越の程度になされることが必要であり、かつそれで足りるとされるが、例外的に、それより高度の証明が必要とされる場合があり、その場合の証明の程度を表す概念。田中ほか編 前掲注(45), pp.151-152.

(62) 18 U.S.C. § 3559(e). 児童と性行為を行う者の再犯は、死刑判決が下されるのでなければ、必ず終身刑とされることを定める規定。

(63) 本稿に訳出

(64) 前掲注(29)

(65) 前掲注(30)

(b)

(1) この条に基づく損害填補命令は、(適切な裁判手続を通して)被告人から被害者に対して、b項(3)の規定に基づく裁判所による判断に従い、被害者の損失の全額を支払うように指示し、及び被害者の役務が第1591条の規定に定める商業的性行為を構成する場合には、被告人の総所得又は被害者の役務が被告人に与える価値のいずれか大きい方を支払うよう、追加して求める。

(2) この条に基づく損害填補命令は、第3663A条に基づく命令と同じ方法で、第3664条⁽⁶⁶⁾に従って発出され、及び執行されなければならない。

(3) この[b]項において、「被害者の損失の全額」とは、第2259条b項[(2)]⁽⁶⁷⁾の規定に定めるのと同じ意味を有する。

(c) この条の規定に基づく財産の没収は、規制薬物法第413条⁽⁶⁸⁾(ただし、d項を除く。)の規定により統制される。

(d) この条において、「被害者」とは、この章に基づく犯罪の結果として傷害を受ける者をいい、被害者が、18歳未満、無能力者、行為無能力者又は死者である場合には、被害者の法定代理人、被害者の遺産管財人若しくは他の家族又は裁判所により適切であるとして指名される者を含む。ただし、いかなる場合であっても、被告人は管財人又は代理人に指名されてはならない。

第II部 刑事手続

第201章 一般規定

第3001条～第3013条 (略)

第3014条 追加の特別公課 (抄)

(a) 一般規定 2015年人身取引被害者正義法⁽⁶⁹⁾の制定の日[2015年5月29日]から2023年9月30日までの間、第3013条⁽⁷⁰⁾の規定に基づき課される公課に加え、裁判所は、次の規定に基づく犯罪につき有罪判決を受ける無資力ではない人又は団体につき、5,000ドル⁽⁷¹⁾を課する。

(1) 第77章⁽⁷²⁾(奴隷的労働、奴隷状態及び人身取引に関するもの)

(2) 第109A章(性的虐待に関するもの)

(3) 第110章(児童に対する性的搾取及び他の虐待に関するもの)

(66) 前掲注(31)

(67) 原文は(b)(3)とするが、これは損害填補の執行についての規定であり、(b)(2)が正しいと考えられるため、訳文では修正した。(b)(2)は、被害者の損失の全額として、(A)医療サービス費、(B)リハビリ費、(C)輸送費、一時的住居費等、(D)逸失賃金、(E)弁護士費用等、(F)被害者が支出する他の関連費用を掲げる。

(68) 21 U.S.C. § 853. 刑事没収について定める規定。

(69) Justice for Victims of Trafficking Act of 2015, P.L.114-22. <<https://www.congress.gov/114/plaws/publ22/PLAW-114-publ22.pdf>>

(70) 18 U.S.C. § 3013. 有罪判決を受ける者に対し、軽罪か重罪か、人か団体か等に応じて、刑事罰とは別に公課を付する一般規定。18 U.S.C. § 3014 は、特別規定に当たる。

(71) 1ドルは約107円。令和2年5月分報告省令レートに基づく。

(72) 本稿に訳出

- (4) 第117章⁽⁷³⁾（違法な性的活動及び関連する犯罪のための輸送に関するもの）
- (5) 移民国籍法第274条⁽⁷⁴⁾（人の密輸に関するもの）。ただし、犯罪行為の時点で、誘引され、支援され、補助され、又は助力を受ける人が、法律に違反して合衆国に入国しようとする外国人の配偶者、親、息子又は娘（対象となる親戚は、掲げる関係の者に限定される。）のみである場合を除く。
- (b) 裁判所が命ずる他の債務の充当 a項の規定の下に公課は、公課に服する者が、裁判所が命ずる全ての罰金、損害填補命令及び特別公課が基礎を置く刑事有罪判決から生ずる被害者補償に関係する他の債務といった全ての未払金を支払った後で支払い可能となる。
- (c) 国内人身取引被害者基金の設立 連邦財務省に、通称「国内人身取引被害者基金」（この条において、以下「基金」）とする基金を設立し、司法長官が、国土安全保障長官及び保健福祉長官と協議の上で運営する。
- (d) 移転 第31編第3302条b項⁽⁷⁵⁾と調和する方法で、この条に基づき徴収される公課の額と同額を、財務省の一般基金からこの基金へ移転し、その金額は費消されるまで入手可能とされる。
- (e) 基金の利用
- (1) 一般規定 基金の額から、他の入手可能な額に加えて支出し、及び更なる歳出なしに、司法長官は、保健福祉長官と協議の上で、2016会計年度から2023会計年度までの各年度に、基金において入手可能な額を用いて、次の規定に基づき補助金を提供し、又は被害者プログラムを向上させる。
- (A) 2005年人身取引被害者保護再授權法⁽⁷⁶⁾第204条⁽⁷⁷⁾
- (B) 2000年人身取引被害者保護法⁽⁷⁸⁾第107条b項(2)⁽⁷⁹⁾及びf項⁽⁸⁰⁾
- (C) 1990年児童虐待被害者法⁽⁸¹⁾第214条⁽⁸²⁾b項
- (D) 2008年児童保護法⁽⁸³⁾第106条⁽⁸⁴⁾
- (2) 制限 h項(2)の規定に定める場合を除き、基金は、保健福祉又は医療関係の物品又は役務を提供するために用いられてはならない。

(73) 同上

(74) 前掲注(49)

(75) 31 U.S.C. § 3302(b). 政府のために資金を受領する者は、いかなる減額もなしに、可能な限り迅速に財務省に資金を預けることを定める規定。

(76) Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2005, P.L.109-164. <<https://www.hsdl.org/?view&did=467849>>

(77) 34 U.S.C. § 20705. 人身取引対策のための州及び地方の取組の向上に関する規定。

(78) Trafficking Victims Protection Act of 2000, P.L.106-386, Division A. <<https://www.congress.gov/106/plaws/publ386/PLAW-106publ386.pdf>>

(79) 22 U.S.C. § 7105(b)(2). 司法長官が、州、インディアン部族、地方政府の部門、非営利・非政府組織に対し、女児等の被害者にトラウマ通知ケア及び住居の選択肢を提供する等の被害者プログラムを作成、拡大等する補助金を支給することを定める規定。

(80) 22 U.S.C. § 7105(f). 保健福祉長官と司法長官が、労働長官と協議の上で、深刻な態様の人身取引の被害者である米国民と永住権者に対する支援プログラムを作成すること等を定める規定。

(81) Victims of Child Abuse Act of 1990, P.L.101-647, Title II. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/STATUTE-104/pdf/STATUTE-104-Pg4789.pdf>>

(82) 34 U.S.C. § 20304(b). 18歳未満の深刻な態様の人身取引被害者又は児童ポルノの被害者を特定し、直接サービスを提供する特別プログラムを作成し、実施するために補助金を支給する等を定める規定。

(83) PROTECT Our Children Act of 2008, P.L.110-401. <<https://www.congress.gov/110/plaws/publ401/PLAW-110publ401.pdf>>

(84) 34 U.S.C. § 21116. 州及び地方における児童インターネット犯罪タスクフォースに対する補助金プログラムを定める規定。

- (f) 徴集手法 a項の規定に基づき課される額は、b項に従い、刑事事件において罰金が徴集される方法で徴集される。これには、適切な場合には、第3613条の規定に基づき授権される未払罰金の充当のための民事救済の義務的賦課を含む。
- (g) 義務の期間 第3613条b項に服しつつ、2015年人身取引被害者正義法の制定の日〔2015年5月29日〕以降に課される公課を支払う義務は、公課が完全に支払われるまでは消滅しない。
- (h) 保健福祉又は医療関係のサービス
- (1) 基金の移行 患者保護及び医療費負担適正化法⁽⁸⁵⁾第10503条b項(1)⁽⁸⁶⁾の(E)及び(F)の規定に基づき支出される金額から、基金に対し、各会計年度に対しd項の規定に基づき移転される金額に等しい金額が移転される。ただし、この〔(1)〕号に基づき移転される金額は、各会計年度に500万ドル以上3000万ドル以下とされ、その金額は費消されるまで入手可能とされる。
- (2) 基金の利用 司法長官は、保健福祉長官と協議の上で、(1)の規定に基づき基金に移転される金額を用いて、次の規定に基づく、人身取引被害者への保健福祉又は医療関係の物品又はサービスの提供を行う。
- (A) 2005年人身取引被害者保護再授權法第202条⁽⁸⁷⁾、第203条⁽⁸⁸⁾及び第204条
- (B) 2000年人身取引被害者保護法第107条b項(2)及びf項
- (C) 1990年児童虐待被害者法第214条b項
- (3) 補助金 (1)の規定に基づき用いられる基金の金額のうち、この金額が関係する会計年度の間基金において入手可能である場合には、200万ドル以上が、(1990年児童虐待被害者法第214条b項に基づき、2000年人身取引被害者保護法第103条⁽⁸⁹⁾に定める)児童ポルノの被害者及び深刻な態様の人身取引⁽⁹⁰⁾の児童被害者にサービスを提供するために用いられる。
- (4) 規定の適用 (略)

第212A章 一定の犯罪に対する域外管轄権

第3271条 合衆国国外の連邦政府により雇用され、又は随行する者により行われる人身取引犯罪

- (a) 合衆国国外において連邦政府に雇用され、又は随行し、行為が合衆国国内又は特別の海上及び領域的な管轄において行われるとすれば、この編〔第18編〕の第77章⁽⁹¹⁾又は第117章⁽⁹²⁾の規定の下の犯罪を構成する行為を、合衆国国外で行う者は、その犯罪のために定めら

(85) Patient Protection and Affordable Care Act, P.L.111-148. <<https://www.congress.gov/111/plaws/publ148/PLAW-111-publ148.pdf>>

(86) 42 U.S.C. § 254b-2(b)(1). コミュニティ保健センターのために、財務省から保健福祉省への基金の移転を定める規定。

(87) 34 U.S.C. § 20702. 一定の人身取引対象となる者のための支援プログラムの作成、拡大及び強化のための補助金プログラムの設立に関する規定。

(88) 34 U.S.C. § 20703. 被害者中心の児童人身取引阻止包括補助金プログラムに関する規定。

(89) 前掲注(27)

(90) 前掲注(28)

(91) 本稿に訳出

(92) 同上

れるところに従い処罰される。

- (b) 合衆国により確認される管轄権に従い、外国政府が、当該犯罪を構成する行為のために人を過去に訴追したか、又は現在訴追を進行中である場合には、この条に基づく当該人に対する訴追は開始されない。ただし、その権限を委任できない司法長官若しくは司法副長官（又はそのいずれかの者を代行する者）の承認がある場合を除く。

第 3272 条 定義

この章〔第 212A 章 一定の犯罪に対する域外管轄権〕において、次のように用いる。

- (1) 「合衆国国外において連邦政府に雇用され」とは、次のいずれをも満たす者をいう。
- (A) 連邦政府の文民として、連邦契約者（いかなる層の下位契約者も含む。）として又は連邦契約者（いかなる層の下位契約者も含む。）の被用者として雇用される者
 - (B) 雇用に関連して合衆国国外に滞在又は居住する者
 - (C) 当該国の国民又は通常の居住者ではない者
- (2) 「合衆国国外において連邦政府に随行する」とは、次のいずれをも満たす者をいう。
- (A) 次のいずれかの者に扶養される者
 - (i) 連邦政府の文民
 - (ii) 連邦契約者（いかなる層の下位契約者も含む。）又は連邦契約者（いかなる層の下位契約者も含む。）の被用者
 - (B) 合衆国国外において当該文民、契約者又は契約者の被用者と共に居住する者
 - (C) 当該国の国民又は通常の居住者ではない者

第 3273 条 （略）

第 22 編 外交関係及び交渉

第 4 章 旅券

第 211 条～第 212 条 （略）

第 212a 条 買春ツアーのための旅券の制限

- (a) 一般規定 合衆国法典第 18 編第 2423 条⁽⁹³⁾の規定の違反のために人を有罪とした後、司法長官は、次の者に適時に通知する。
- (1) b 項の規定に基づく適切な行動のために国務長官
 - (2) 移民国籍法の規定に基づく適切な行動のために国土安全保障長官
- (b) 旅券を制限する権限
- (1) 旅券への不適格
 - (A) 一般規定 国務長官は、人が、合衆国法典第 18 編第 2423 条の規定に定める犯罪を行うために旅券若しくは旅券カードを利用し、又は他の方法で国境を越える場合に、対象となる期間において、当該規定の違反により有罪判決を受ける当該人に旅券又は旅券カードを発行しない。
 - (B) 旅券の撤回 国務長官は、(A)の規定に定める者に先に発行された旅券又は旅券カー

(93) 同上

ドを撤回する。

(2) 例外

(A) 緊急及び人道的な状況 (1)の規定にかかわらず、国務長官は、(1)(A)の規定に定める人に、緊急事態又は人道的理由のために、旅券又は旅券カードを発行することができる。

(B) 合衆国への帰国の制限 (1)の規定にかかわらず、国務長官は、撤回に先立ち、先に発行した旅券又は旅券カードを、合衆国への帰国のための移動のみに制限し、又は合衆国への帰国のための移動のみを許容する制限的な旅券又は旅券カードを発行することができる。

(3) 定義 この [b] 項において、次のとおりとする。

(A) 「対象となる期間」とは、人が合衆国法典第 18 編第 2423 条の規定の違反により有罪判決を受ける日に始まり、次のいずれか遅い方に終わる期間をいう。

(i) 犯罪に関係する拘禁刑からその者が釈放される日

(ii) 犯罪に関係する対象となる者の仮釈放又は監督付き釈放の期間の終了の日

(B) 「拘禁刑」とは、犯罪の有罪判決の結果として科される刑に従い、全日又は一日の一部を、刑務所、拘置所、社会復帰訓練施設、治療施設又は他の機関に拘禁され、又は他の制限を受けることをいう。

第 212b 条 対象となる性犯罪者のための特別な旅券識別子

(a) 一般規定 移動する性犯罪者の事前通知を通じて児童搾取及び他の性犯罪を阻止するための国際メーガン法第 9 条⁽⁹⁴⁾の目的のために策定された手続を通じて、エンジェル・ウォッチ・センター⁽⁹⁵⁾から、人が対象となる性犯罪者であるとの書面による決定を受けて直ちに、国務長官は b 項に基づき適切な措置を講ずる。

(b) 特別な旅券識別子を用いる権限

(1) 一般規定 (2)の規定に別に定める場合を除き、国務長官は、特別な識別子を含む旅券でなければ、対象となる性犯罪者に旅券を発行できず、及び対象となる性犯罪者の当該識別子なしに先に発行された旅券を撤回することができる。

(2) 再発行の権限 (1)の規定にかかわらず、a 項に定める者が旅券を再申請し、エンジェル・ウォッチ・センターが、移動する性犯罪者の事前通知を通じて児童搾取及び他の性的犯罪を阻止するための国際メーガン法第 9 条の目的のために策定された手続を通じて、国務長官に対し、当該者が対象となる性犯罪者としてもはや登録を求められないと書面による決定を提供するときは、国務長官は、特別な識別子を含まない旅券を再発行することができる。

(c) 定義 この条において、次のとおりとする。

(1) 「対象となる性犯罪者」とは、次のいずれも満たす者をいう。

(A) 移動する性犯罪者の事前通知を通じて児童搾取及び他の性犯罪を阻止するための国際メーガン法第 4 条 f 項⁽⁹⁶⁾に定める性犯罪者

(94) 34 U.S.C. § 21507. エンジェル・ウォッチ・センターの設立を定める国際メーガン法第 4 条及び対象性犯罪者のパスポートへの固有識別子の付与を定める同法第 8 条を実施する手続の作成等を定める規定。井樋三枝子「【アメリカ】性犯罪者の海外渡航に関する国際メーガン法」『外国の立法』No.267-1, 2016.4, pp.4-5. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9929054_po_02670102.pdf?contentNo=1>

(95) Angel Watch Center. 登録性犯罪者等を所掌するために、国土安全保障省移民関税執行局児童搾取捜査部門に、2016 年に設置された機関 (34 U.S.C. § 21503(a)).

(96) 34 U.S.C. § 21503(f). エンジェル・ウォッチ・センターに関連し、「性犯罪者」を定義する規定。

- (B) いかなる管轄権においても、性犯罪者登録プログラムに基づき現在登録を求められる者
- (2) 「特別な識別子」とは、人が対象となる性犯罪者であることを示す、旅券の目立つ場所に貼付される目視で分かる指示をいう。
- (3) 「旅券」とは、旅券の冊子又は旅券カードをいう。
- (d) 禁止 国務長官、国土安全保障長官及び司法長官並びにその機関、職員、被用者及び代理人は、この条に基づき行われる活動のために、いかなる者に対しても責任を有しない。
- (e) 開示 この条の目的を促進するために、国務長官は、旅券申請者に、自らが登録性犯罪者であることを開示するよう求めることができる。
- (f) 発効日 この条は、移動する性犯罪者の事前通知を通じて児童搾取及び他の性的犯罪を阻止するための国際メーガン法第9条の規定に基づき適切な連邦議会の委員会のために作成され、及び報告される手続が、成功裏に実施されたことにつき、国務長官、国土安全保障長官及び司法長官の証明を受けて効力を生ずる。

第213条～第229条（略）

第34編 犯罪統制及び法執行

第101章 司法制度改革

公衆安全・コミュニティ警察；「警ら警察」

第10381条 公衆安全・コミュニティ警察補助金を支給する権限（抄）

- (a) 司法長官は、b項の規定に定める目的のために、司法長官が、州、地方政府の部門、先住民政府、他の公的及び私的機関並びに複数の法域又は地域にまたがるコンソーシアムに対し、その下で補助金を支給する、単一の補助金プログラムを実施する。
- (b) （略）
- (c) 一定の補助金申請を有利に扱うこと この節⁽⁹⁷⁾の規定に基づき補助金を支給するに当たり、司法長官は、可能な範囲で、次の申請を有利に扱うことができる。
- (1) g項⁽⁹⁸⁾の規定に基づく25%を超える非連邦支出に関係する、専門職の法執行職員の雇用及び再雇用のための申請
- (2) 次の内容の効力のある法律を有する州の申請者からの申請
- (A) 商業的性行為に従事する又は従事しようと試みる未成年者を、深刻な態様の人身取引⁽⁹⁹⁾の被害者として扱うこと。
- (B) (A)の規定に定める行為に基礎において、(A)の規定に定める人を売春又は性目的の人身取引の犯罪のために起訴し、又は捜査することを、抑制し、又は禁止すること。
- (C) (A)の規定に定める人につき、児童福祉サービス、被害者治療プログラム、児童唱道セ

(97) 34 U.S.C. § § 10381-10389.

(98) この条のa項にいう連邦の補助金割合が75%を超えないことを定める規定。

(99) 合衆国法典第34編第10389条第7項により、ここでいう「深刻な態様の人身取引」は、合衆国法典第22編第7102条第11項に定義するそれと同じ意味を有するとされる。前掲注(28)

ンター、強姦危機センター⁽¹⁰⁰⁾又は他の社会サービスを含む適切なサービス提供者へのダイバージョン⁽¹⁰¹⁾を促すこと。

(3) 次の内容の効力のある法律を有する州の申請者からの申請

(A)

(i) 人身取引のサバイバーである人が、売春又はわいせつを含む人身取引の直接の結果として遂行される非暴力犯罪による逮捕又は有罪判決の記録を無効化できるような手続を定めること。

(ii) 人身取引と関係する犯罪のための人の逮捕又は有罪判決が、人が次の場合には、人身取引された結果であるとの反証を許す推定⁽¹⁰²⁾を定めること。

(I) 移民国籍法第 101 条⁽¹⁰³⁾ a 項(15)(T)(i)に従い非移民としての身分を付与されること。

(II) 2000 年人身取引被害者保護法第 107 条 b 項(1)(E)⁽¹⁰⁴⁾の規定に基づき、保健福祉長官による証明に服すること。

(III) 連邦、州又は地方の機関により発行される人身取引についての同様の文書を所持すること。

(iii) 人身取引のサバイバーである人の身元を、公的記録及び裁判記録において保護すること。

(B) 人身取引のサバイバーである人が法律に基づき保護を受けるために、(A)(ii)の(I)、(II)又は(III)の規定に定める公式の文書を提出するよう求められないこと。

(d)~(m) (略)

第 10382 条~第 10389 条 (略)

第 207 章 国内人身取引対策

第 20701 条~第 20708 条 (略)

第 20709 条 人身取引対策法

(a) 略称 この条は、「2015 年人身取引対策法」⁽¹⁰⁵⁾として引用される。

(b) 定義 この条において、次のとおりとする。

(1) 商業的性行為；深刻な態様の人身取引；州；タスクフォース 「商業的性行為」⁽¹⁰⁶⁾、「深刻な態様の人身取引」⁽¹⁰⁷⁾、「州」及び「タスクフォース」⁽¹⁰⁸⁾とは、2000 年人身取引被害者保

(100) 被害者にホットラインを提供し、病院への回付やカウンセリングの提供を行う団体。The Rape Crisis Center website <<http://rapecrisis.com/>>

(101) 刑罰法令違反者を画一的に通常の刑事手続又は処遇方法で扱うのではなく、より非懲罰的でスティグマ付けの少ない態様の手続、処遇方法等を用いて多角的に処分しようとする方法の総称。田中ほか編 前掲注(45), pp.265-266.

(102) それについての証拠が受け入れられた場合、反対の証拠が出されない限り、ある内容を指示するとされる推定。同上, p.700.

(103) 前掲注(10)

(104) 22 U.S.C. § 7105(b)(1)(E). 人身取引被害者にサービス等を提供する前提として交付する証明に関する規定。

(105) Combat Human Trafficking Act of 2015.

(106) 性行為のために、人により何らかの価値が提供される場合のその行為をいう (22 U.S.C. § 7102(4)).

(107) 前掲注(28)

(108) 22 U.S.C. § 7103. 人身取引監視対処省庁横断タスクフォースに関する規定。

護法第103条⁽¹⁰⁹⁾の文言に付与される意味を有する。

- (2) 対象となる犯罪者 「対象となる犯罪者」とは、深刻な態様の人身取引に服する者につき、商業的性行為を取受し、顧客となり、又は誘う人をいう。
 - (3) 対象となる犯罪 「対象となる犯罪」とは、深刻な態様の人身取引に服する者につき、商業的性行為を提供し、取受し、顧客となり、又は誘うことをいう。
 - (4) 連邦法執行職員 「連邦法執行職員」とは、合衆国法典第18編第115条⁽¹¹⁰⁾において文言に付与される意味を有する。
 - (5) 地方法執行職員 「地方法執行職員」とは、刑法違反の阻止、特定、捜査又は訴追を行い、又は監督するよう、法律又は地方政府機関により授権される、地方政府の部門の職員、係官又は被用者をいう。
 - (6) 州法執行職員 「州法執行職員」とは、刑法違反の阻止、特定、捜査又は訴追を行い、又は監督するよう、法律又は州政府機関により授権される、州政府の職員、係官又は被用者をいう。
- (c) 司法省の法執行職員、検察官及び判事のための訓練及び施策
- (1) 訓練
 - (A) 法執行職員 司法長官は、連邦、州又は地方の法執行職員の人身取引対策訓練プログラムを含む、司法省が運営する人身取引対策プログラムのそれぞれが、次の事項に関する技術訓練を含むことを保障する。
 - (i) 対象となる犯罪に対する捜査及び訴追の有効な手法
 - (ii) 深刻な態様の人身取引に服する者への保健福祉提供者による身体的及び精神的保健サービスの提供促進
 - (iii) 商業的性行為を行うことが疑われる又は児童労働法に違反する可能性のある労働搾取に服する全ての成人及び児童を個別にスクリーニングし、スクリーニングされた人のそれぞれにつき人身取引の被害者かどうかを判断
 - (iv)
 - (I) 性目的又は労働目的の人身取引被害者が、しばしば、深刻な[態様の]人身取引の直接の結果として、犯罪行為に従事する態様
 - (II) 人が犯罪被害者である態様及び被害者化の直接の結果として、犯罪のために当該人を逮捕し、起訴し、又は訴追することを回避するために講じられるべき積極的な措置
 - (B) 連邦検察官 司法長官は、司法省が運営する法務総裁⁽¹¹¹⁾又は他の連邦検察官のためのそれぞれの人身取引対策プログラムに、合衆国法典第18編第77章[奴隷的労働、奴隷状態及び人身取引]⁽¹¹²⁾の規定の下の犯罪のために損害填補を求める訓練が含まれることを保障する。それにより、被害者が損害填補を請求するか否かにかかわらず、法務

(109) 前掲注(27)

(110) 18 U.S.C. § 115. 連邦公務員の家族への脅迫又は傷害により、当該公務員に影響を及ぼし、妨害し、又は報復することの処罰に関する規定。

(111) 大統領が、連邦議会上院の助言と承認を得て、全米94の連邦管轄区に、93名の法務総裁を任命する（1名のみ2つの連邦管轄区の法務総裁を兼務）。法務総裁は、司法長官の指示の下で、連邦が関係する事件の代理人として訟務に携わる。“Offices of the United States Attorneys: Mission,” Sep. 22, 2016. United States Department of Justice website <<https://www.justice.gov/usao/mission>>

(112) 本稿に訳出

総裁又は他の連邦検察官が、当該犯罪のための有罪判決を受け、犯罪被害者のために特定の額の損害填補を請求することを保障する。

(C) 判事 連邦司法センター⁽¹¹³⁾は合衆国法典第 18 編第 77 章の規定に基づき犯罪被害者のために損害填補を命ずることに関し、その編 [合衆国法典第 18 編] 第 1593 条⁽¹¹⁴⁾の適用に関係する判事に訓練を提供する。

(2) 連邦法執行職員のためのポリシー 司法長官は、対象となる犯罪者の特定、捜査及び訴追に関係する活動、プログラム又は作戦に連邦法執行職員が携わることを保障する。

(d) 削除

(e) 人身取引の禁止に関する州の執行に関する連邦司法統計局の報告 連邦司法統計局長は、次のことを行う。

(1) 次の事項に関する年次報告を準備する。

(A) 次の事項の数

(i) 対象となる犯罪者の数に留意しつつ、対象となる犯罪のための州法執行職員による人の逮捕

(ii) 対象となる犯罪者の数に留意しつつ、対象となる犯罪のための州裁判制度における人の訴追（特別の起訴を含む。）

(iii) 対象となる犯罪者の数に留意しつつ、対象となる犯罪のための州裁判制度における人の有罪判決

(B) 対象となる犯罪のために州裁判所において有罪判決を受ける人に科される量刑

(2) (1)の規定に基づき準備される年次報告を、次の者に提出する。

(A) 下院司法委員会

(B) 上院司法委員会

(C) タスクフォース⁽¹¹⁵⁾

(D) 2000 年人身取引被害者保護法第 105 条⁽¹¹⁶⁾g 項の規定に基づき設立される上級政策運営グループ

(E) 司法長官

(f) 司法省被害者スクリーニング協定

(1) 一般規定 この [f] 項の制定の日 [2018 年 12 月 21 日] から 180 日以内に、司法長官は、司法省が関係する全ての人身取引対策法執行作戦の間に利用されるために、スクリーニング協定を発行する。

(2) 要件 (1)の規定に基づき発行するよう求められる協定は、次のものである。

(A) 商業的性行為を行うことが疑われる又は児童労働法に違反する可能性のある労働搾取に服する全ての成人及び児童を個別にスクリーニングし、スクリーニングされた人のそれぞれにつき人身取引の被害者であるかどうかを判断することを求めること。

(B) 被害者化の直接の結果としての犯罪のために、人身取引被害者の逮捕、起訴又は訴追を避ける積極的な措置を求めること。

(113) 28 U.S.C. § 620. 合衆国裁判所における司法行政の改善を目的とする機関。1967 年の法律により、連邦の司法府に設立された。

(114) 同上

(115) 前掲注(108)

(116) 同上

- (C) 全ての連邦法執行職員及び人身取引捜査に参加する関係する省庁の職員に、協定の執行について訓練を受けることを求めること。
- (D) 州及び地方の法執行機関、保健福祉省、人身取引のサバイバー並びに人身取引被害者の特定、阻止及び回復に特化する非政府組織と協議の上で作成すること。
- (E) 次のものを含む。
 - (i) スクリーニングされる者のトラウマ又は再被害者化を最小限にするスクリーニング手続を保障するための手続と慣行
 - (ii) 被害者サービスを特定し、受領するにおいて、人身取引被害者を支援するための指針

第 20709a 条～第 20710 条（略）

第 20711 条 人身取引対策全米戦略の策定

- (a) 一般規定 司法長官は、この条に従って人身取引対策全米戦略（この条において、以下「全米戦略」）を実施し、及び維持する。
- (b) 全米戦略に求められる内容 全米戦略には、次の事項を含む。
 - (1) 人身取引事件を捜査し、及び訴追する統合された連邦、州、地方及び部族の取組で、次の事項を含む。
 - (A) 法務総裁⁽¹¹⁷⁾は、被害者の特定並びに人身取引犯罪の捜査及び訴追を調整する地域独自の戦略プランを、州、地方及び部族の政府機関と協議の上で作成すること。
 - (B) 法務総裁の管轄区において活動中の連邦、州、地方又は部族の人身取引タスクフォースへの参加
 - (C) 司法長官が判断するところに従い、調整及び協力の程度を強化することを意図する他の取組
 - (2) 人身取引捜査について、適切な場合には、法務総裁、人身取引訴追ユニット、児童搾取わいせつ課及び連邦捜査局の間の特定の統合、調整及び協力を含む司法省内での事件の調整
 - (3) 人身取引を阻止し、対策のために用いられる年次予算の優先順位及び連邦の取組で、これには、人身取引捜査ユニット、児童搾取わいせつ課、連邦捜査局並びに成人及び児童の搾取と戦うための目標又は使命を有する連邦の支援を受領する他の機関が受ける資源を含む。
 - (4) 人身取引と戦う連邦、州、地方及び部族の取組を向上させる新しい捜査のための戦略、技術及び科学技術を含む、将来の方向性、課題及び機会についての現在進行中の評価
 - (5) 連邦プログラムが関係する範囲で、州、地方及び部族の政府機関の関与を含む、人身取引と戦うための民間部門及び他の機関及び組織並びに連邦機関の間での協力、調整及び相互支援の促進
 - (6) 人身取引を阻止し、人身取引被害者への需要を減らす全米戦略
- (c) 人身取引司法コーディネータ 司法長官は、各連邦管轄区⁽¹¹⁸⁾に少なくとも 1 人、当該区のために人身取引〔司法〕コーディネータとして働く法務副総裁を指名し、その者は、他の

(117) 前掲注(111)

(118) 同上

責務に加えて、人身取引被害者証人専門家と協力し、次のことに責任を有する。

- (1) 労働目的の人身取引及び性目的の人身取引を含む全ての態様の人身取引に関し、全米戦略を実施すること。
 - (2) 人身取引事件を訴追し、又は訴追を支援すること。
 - (3) 人身取引に関係する公衆アウトリーチ及び啓発事業を行うこと。
 - (4) 2017年人身取引廃止法⁽¹¹⁹⁾第17条により加えられた、2000年人身取引被害者保護法第105条d項(7)(Q)(viii)⁽¹²⁰⁾の規定に基づき収集を求められるデータの収集を保障すること。
 - (5) 人身取引に関係する活動においてパートナーシップを築くために、連邦機関、州、部族及び地方の法執行機関、被害者サービス提供者並びに他の関係する非政府組織と協調すること。
 - (6) 合衆国法典第18編第1593条⁽¹²¹⁾及び2017年人身取引廃止法第3条により加えられる同編第2429条⁽¹²²⁾の規定に基づき命令することが求められる被害者のための損害填補の収集を保障すること。
- (d) 司法省コーディネータ 2017年人身取引廃止法の制定の日〔2018年12月21日〕から60日以内に、司法長官は、他の責務に加えて、司法省内の人身取引の取組を調整する職員を指名し、その者は、次の事項に責任を有する。
- (1) 捜査、訴追、訓練、アウトリーチ、被害者支援、補助金提供及び施策措置を含む、人身取引に関係する司法省の職務を調整し、促進し、及び支援すること。
 - (2) 人身取引のサバイバー又は人身取引対策組織と協議の上で、法執行職員、検察官、判事、緊急事態対応者、被害者サービス、成人及び児童の保護サービス、社会サービス及び公衆安全において働く人、医療職員、精神保健職員及び金融サービス職員並びにその職務のために人身取引と遭遇する他の人のために、次の手法に関する指針の複製及び訓練資料を作成し、頒布し、適当な場合には、公衆に入手可能とすること。
 - (A) 人身取引の兆候を特定すること。
 - (B) 人身取引事件における捜査を行うこと。
 - (C) 証拠及び他の法的問題に取り組むこと。
 - (D) 行政上、民事上及び刑事司法上の手続を含め、人身取引事件における被害者及び証人を適切に評価し、応答し、及び連絡をとること。
 - (3) 人身取引の理解、阻止、特定及び応答を向上させることに関係し、司法長官が必要と判断する他の責務を遂行すること。

(なかがわ かおり)

(119) Abolish Human Trafficking Act of 2017, P.L.115-392. <<https://www.congress.gov/115/plaws/publ392/PLAW-115pub1392.pdf>>

(120) 22 U.S.C. § 7103(d)(7)(Q)(iii). 司法長官が、毎年、適切な連邦議会の委員会に提出する報告に、連邦機関により、州、部族及び地方の法執行職員と協力して、合衆国法典第18編第1581条、第1583条、第1584条等又は同等の州法の規定に基づき、犯罪を特定し、捜査し、及び訴追する活動により出される有罪判決の数を含めるように求める規定。

(121) 本稿に訳出

(122) 同上